

平成25年第4回基山町議会（定例会）会議録（第4日）						
招集年月日	平成25年12月9日					
招集の場所	基山町議会議場					
開閉会日時	開会	平成25年12月12日	9時30分	議長	鳥飼勝美	
及び宣告	散会	平成25年12月12日	16時25分	議長	鳥飼勝美	
応（不応）	議席番号	氏名	出席等の別	議席番号	氏名	出席等の別
招議員及び	1番	神前輔行	出	7番	後藤信八	出
出席並びに	2番	久保山義明	出	8番	大山勝代	出
欠席議員	3番	牧菌綾子	出	10番	品川義則	出
出席12名	4番	木村照夫	出	11番	林博文	出
欠席0名	5番	河野保久	出	12番	松石信男	出
(欠員1名)	6番	重松一徳	出	13番	鳥飼勝美	出
会議録署名議員	10番	品川義則		11番	林博文	
職務のため議場に出席した者の職氏名	(事務局長) 鶴田しのぶ		(係長) 藤田和彦		(書記) 寺崎一生	
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	町長	小森純一	こども課長	内山十郎		
	副町長	田代正好	健康福祉課長	熊本弘樹		
	教育長	大串和人	農林環境課長	松雪靖弘		
	総務課長	酒井英良	まちづくり推進課長	天本正弘		
	企画政策課長	木村司	会計管理者	天本政人		
	財政課長	城本好昭	教育学習課長	原博文		
	税務住民課長	鶴田勝美				
議事日程	別紙のとおり					
会議に付した事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

## 会議に付した事件

- |          |        |   |
|----------|--------|---|
| 日程第1     |        | 一般質問  |
| 10. 林博文  |        | (1) 米の生産調整について<br>(2) 塚原・長谷川線の延伸と温浴施設について<br>(3) サルの被害について                                    |
| 11. 松石信男 |        | (1) 介護保険「要支援者」への保険給付廃止について<br>(2) 介護保険の要介護者への「障害者控除対象者認定書」の交付改善について<br>(3) 住宅リフォーム助成制度の継続について |
| 日程第2     | 第54号議案 | 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定について   |
| 日程第3     | 第55号議案 | 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について   |
| 日程第4     | 第56号議案 | 基山町国民健康保険条例の一部改正について  |
| 日程第5     | 第57号議案 | 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任について   |
| 日程第6     | 第58号議案 | 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得について  |
| 日程第7     | 第59号議案 | 基山町民会館の指定管理者の指定について   |
| 日程第8     | 第60号議案 | 基山町体育施設の指定管理者の指定について  |
| 日程第9     | 第61号議案 | 鳥栖・三養基地区消防事務組合理約の変更に係る協議について  |
| 日程第10    | 第62号議案 | 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議について   |
| 日程第11    | 第63号議案 | 平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）  |
| 日程第12    | 第64号議案 | 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）  |
| 日程第13    | 第65号議案 | 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）   |
| 日程第14    |        | 委員会付託   |

～午前9時30分 開議～

○議長（鳥飼勝美君）

ただいまの出席議員数は12名で定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。

これより直ちに開議いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

昨日の大山勝代議員の一般質問の答弁の中で、答弁の訂正の申し出が立っておりますので、許可いたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

昨日の大山勝代議員の一般質問で聞かれました臨時の嘱託職員の賃金についてでございますけれども、120万円、200万円は、学校用務員及び図書室司書の額でございます。教員の臨時の講師につきましても、県教委に聞いたところ365万円平均で計算しており、経験年数により上下の幅があるということだそうです。

以上でございます。

#### 日程第1 一般質問

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第1. 一般質問を議題とします。

これより、林 博文議員の一般質問を行います。林 博文議員。

○11番（林 博文君）（登壇）

では、皆さん、おはようございます。11番議員の林 博文でございます。

きょうは一般質問の3日目、最終日ということで、皆さん方お疲れさまです。傍聴につきましては、早朝より傍聴に来ていただきまして、ありがとうございました。

それでは、通告をいたしておりました質問事項3項目について。米の生産調整、これは減反ですが、それと、2の塚原・長谷川線の延伸と温浴施設について、3のサルの被害についての3項目、質問をいたします。御答弁のほうをよろしく願いいたします。

それでは、質問事項1の米の生産調整、減反についてであります。1970年に米の減反政策が始まりまして、農家の米づくりに対しての戸惑い、または不安が始まった年でもありま

す。政権が変わるたびに、この米政策についてはいろいろな制度が変更されてきましたが、今回、米の生産調整見直しで、後で答弁もあるかと思いますが、5年後の平成30年には減反廃止が打ち出されて、制度が本当に半世紀ぶりに農政の大転換ということを迎えたわけでございます。

今まで民主党政権での農業者の戸別所得補償制度から、また、昨年12月には、自民政権にかわって、平成25年度からスタートした経営所得安定対策。そしてまた、今回の米農政改革に対して大きな転換を見直しがされた政策が決定されたわけです。

そこで、今回、質問要旨に従ってこの後質問に入りますが、(1)の約50年間続いてきた米政策の生産調整(減反)が、今言いましたように見直されてきたわけですが、今後どのような制度に変更されるのかと。また、その補助金(交付金)はどうなるのかということで、大体骨子が決まったようですので、その内容についての説明をお願いしたいと思います。

アの生産調整(減反)の廃止の方向はということで、お示しをいただきたい。

また、イの減反補助金。これは、今まで定額補助金を10アール当たりいただいておったわけですが、これについても変わっておるようでございます。

また、ウについては変動補助金。これがどうなるのかというようなことで、個別に説明をお願いしたい。

また、エについては転作補助金はということで、これは、米からほかの作物に転作したときの補助金のことでございます。そういうのが概要はどうなっているのかということをお聞きしたい。

それと、次のオについては新設制度ということで、今回見直しがなされております。新たに平成26年度から導入予定であります「日本型直接支払い」、これについてはどんな事業かということで、お聞きをしたい。

(2)については、平成25年度に本当に米が豊作であったにもかかわらず、増収で現在政府のほうでは米余りが現状で起きております。在庫がふえて来年度米の20万トン、正式には26万トンというようなことで新聞にも載っておったようですが、米の生産数量面積が削減されております。これについて、基山町の生産数量目標は、大体11月末ぐらいには各市町村にもこの数量についてはおろされておるのが今までの現状ですが、今年はこのような生産数量目標はどうなっておるのかということをお聞きしたいと思います。

次に、質問事項2の塚原・長谷川線の延伸と温浴施設についてであります。

(1) 塚原・長谷川線の延伸はということで、これまで私も質問させていただいたし、今までの議員も何回か質問されたことがあります、やはり必要道路としてせめて調査費ぐらいを計上したらどうかということで。この塚原・長谷川線については、ここから平等寺線まで、今あそこの憩の家の横を行っておりますが、その先に見てをも、やはり田んぼばかりで、今だったら早くされたほうがいいんじゃないかというふうに思うわけです。そのことについて、今回、その下で温泉施設が向こうの弥生が丘のほうにできて、信号機の移転が問題になっておりましたが、その件について。

アのほうからになります、アの温泉施設内に基山町管理地（道路計画）用地があるが、その土地の有効利用はどうなっておるのですかということでございます。

また、次に、イの、鳥栖側のほうから弥生が丘のほうから見て、先ほど言いましたように信号機が移転されて温泉施設入り口の道路ができておりますが、それこそ車の行きどまり道路となっておると。せめて乗用車ぐらいはというような感じで見たとところですが行きどまりになっているが、町長は現地を見てどう思われるのかということで、質問をいたしております。

また、(2)については、基山町の土地をメークス株式会社、今回温泉施設の山楽に土地の売買をして、今、温泉施設ができておるわけですが、これのオープンが1月20日、そういうのがあちこちに看板が立っております。また、従業員の募集等も看板の中にも書いてあるようですが、基山町へのこの経済効果はどういうのがあるかということで、私なりに、アの固定資産税の納付、また、イについては基山町の観光協会への入会・加入、それから、ウの入湯税についての納付。当然入湯税等もお願いするということがあると思いますので、その辺について説明をよろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、エの基山の特産品の販売コーナーは、もしよろしければ、やはり近くで見ますと、皆さん方も御承知のように、吉野ヶ里温泉なり、また山茶花の湯ですか、たくさんの地元の特産品の販売コーナーがその温泉施設内にこの辺の近隣では設けてありますので、そういうような交渉も役場が仲介をしてしていただいておりますものか、そういうのをお聞きしたい。

また、オについては企業誘致というようなこともあるかと思いますが、特に基山町の土地をこのメークスに本当に安く提供したわけですので、雇用の状況も基山の方を優先にさせていただいたと思ひますが、その点についてもお聞きしたい。

次に、質問事項3のサルの被害についてであります、今年の夏以降、盆ごろから、6

地区、私のところも山が近くで前がお宮ですので、よくこのサルを見かけるようになり、3匹から4匹ぐらいの群れが家の前によくあらわれますが、そこで、(1)の町内のサルの出没について、町は、地域・頭数などを把握しているかということでお聞きしたいと思います。

また、アのサルの実際の被害はどうかと。イノシシの被害とかアライグマの被害は今まで何回ともなく質問されて、私も三、四回したことがあります、そういうようなことをサルの被害についてはどうかということでございます。

また、イについてはサルの捕獲対策は。

また、ウの捕獲したサルの処置はどうするのかということで、質問を上げております。御答弁のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これで1回目の質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）（登壇）**

おはようございます。

それでは、林 博文議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず、1項目めでございますが、米の生産調整についてということ。

(1) これまで続いてきた米の生産調整（減反）の見直しがなされているが、今後どのような制度に変更され、その補助金はどうなるのかということで、アの生産調整（減反）の廃止方向はということでございます。

政府は、環太平洋連携協定、いわゆるT P P交渉が妥結して、安い農産物が多く輸入される事態に備え、国が生産目標を示さないことで規模拡大を目指す農家や企業が自由に米をつくれるようにするため、1970年に始まった減反を、5年後の2018年には一応廃止する方向として示されております。

イの減反補助金、いわゆる定額分はということですが、米農家への補助金は、作付面積10アールに当たり1万5,000円の定額部分と、米の販売価格が生産コストを下回った場合に農家の収入減を穴埋めする変動部分があり、政府は、2014年度から変動部分を廃止し、定額部分は7,500円に半減し、2018年には廃止するという方向でございます。

ウの変動補助金はということです。

米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、差額を減反に参加する農家に支給す

るもので、2014年度からは廃止の方向でございます。

エの転作補助金とはということです。

転作補助金につきましては、飼料用、加工用及び米粉用の米、麦、大豆などを水田で作付した農家が支給対象で、10アール当たりの支給額は、米粉米と飼料用米が8万円、麦、大豆が3万5,000円、加工用米とソバ、菜種が2万円となっております。2014年度からは、主食用米から飼料用米などへの転作を促すため制度を拡充し、飼料用米は収穫量に応じた支給額が、上限は10万5,000円、下限が5万5,000円とされる方向でございます。

オの新設制度の「日本型直接支払い」とはというお尋ねです。

日本型直接支払いとは、2014年度導入予定の農地を守る活動を支援する新たな交付金で、農道などを守る活動補助金「農地維持支払い」と、景観形成などへの補助金「資源向上支払い」の2種類の交付金で構成され、合わせた10アール当たりの支給額は、水田の場合が、北海道が4,220円、都府県が5,400円、畑の場合は、北海道が1,480円、都府県が3,440円となります。

(2) でございます。来年度の基山町の生産数量目標はということ、昨年に比べての提示数はということでございますが、翌年の生産数量目標について県が配分しておりますが、目標数については、現在未定ということでございます。

2項目めの塚原・長谷川線の延伸と温浴施設について。

(1) 必要道路として調査費ぐらひは計上したらどうかというようなお尋ねの趣旨でございますが、アの温浴施設内に基山町管理地用地があるが、その土地の有効利用はということでございます。

道路計画用地の一部を温浴施設の進入路として、基山町行政財産使用条例の規定に基づきお貸ししております。

イの弥生が丘交差点の信号機が移転されて温浴施設入り口の道路ができたが、車の行きどまり道路となっていると、現地を見てどうかということですが、町道三ヶ敷村中3号線につきましては、平成26年度に拡幅工事を行う予定でございます。

(2) の温浴施設(山楽)のオープンが1月20日とのことだが、基山町への経済効果ということでございますが、アの固定資産税の納付はということです。

平成25年度については、土地に対して課税を行っています。なお、26年度は、土地、家屋、償却資産について、平成26年1月1日の状況で課税することとなります。

イの観光協会への入会ですが、観光施設としても有効な施設でありますので、観光協会のほうで勧誘をお願いしたいと考えております。

ウの入湯税の納付ですが、「鉱泉浴場の所在の市町村は、目的税として鉱泉浴場における入湯に対し、入湯客に入湯税を課するものとする」とありますので、入湯客1人1日について70円の入湯税を徴収する予定でございます。

エの基山の特産品の販売コーナーはということです。

以前、駐車場であれば可能とのことでしたが、駐車場が不足しているようでございますので、必要であれば、また協議をするということになります。

オの雇用の状況でございますが、具体的に募集人員等は聞いておりませんが、募集あるいは採用も行われておるやに聞いております。

3項目めのサルの被害についてですが、(1)町内のサルの出没について、町は地域・頭数等は把握しておるかというお尋ねです。

アのサルの被害状況はということですが、現在のところ、人的被害及び農作物被害についての報告はあっておりません。

それから、イのサルの捕獲対策はということですが、捕獲が必要な場合には、警察や消防、保健所などの機関と協力し対応しなければならないと考えます。住宅地や民家周辺で捕獲する場合は、サスマタや網などの道具を使用し捕獲しなければならないと考えております。

ウの捕獲したサルの処置はということですが、捕獲した場合は、人家や田畑から離れた山中に放すことになろうかと思えます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

それでは、2回目以降の質問に移らせていただきますが、1の米の生産調整については、先ほども質問、また答弁の中でもありましたように、1970年、昭和45年から始まった減反であります。それを5年後の2018年、平成30年に廃止するというような形で御答弁をいただきました。これは、答弁の中でもありましたように、やはり環太平洋連携協定、TPP交渉が年内妥結はできなかったわけですが、自民党としては聖域なき農産物の関税撤廃はしないというのを公約でも上げておりましたので、ぜひこれを守った中での交渉を進めていただい



たらというふうに思うところですが、将来、5年後に向けて、この減反政策が、先ほども言いましたようにころころ変わって、農家は本当に戸惑いなり迷惑をしておるわけですが、この減反について生産調整の方向がこういうふうに決まったということは、確かに農業の大転換であるということに思います。

そこで、イの減反補助金の定額分ですが、答弁の中で今まで作付面積当たり1万5,000円の定額部分の補償があつておつたということで、補助金がですね。来年度からは、定額分については10アール当たり7,500円に半額したと。そして、2018年、平成30年には、この定額分も廃止するというので答弁がありました。これは、1万5,000円から7,500円については、今までと同じこの交付金の単価は全国一律で残り18年度まで続くわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

この補助金の1万5,000円から7,500円に関しては、今議員おっしゃるとおりということに確認しております。（「残り4年間も。全国一律ですか」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

4年間、あと廃止されるまでは1万5,000円から7,500円ということで確認しております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことで、今までは10アール当たり作付面積に当たり1万5,000円もらつておつたのが、平成26年度から、定額分については1反当たり7,500円しか払われないと、半減したということで、今答弁ありました2018年の廃止まで、この4年間残り7,500円が払われるということの答弁でありました。これについて、やっぱり農家は収入が減るというような現象が起きてくるんじゃないかというふうに懸念しているところです。

次のウの変動補助金については、米の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合に、その差額を支払われておつたわけですが、この標準的な販売価格を下回った場合というようなその受けとめ方について、米価が下がったときにはその分を補填するということですが、こ

の件について、その米の販売価格または収量面について、どれを基準にこの販売価格というのを決めてあったのですか。わかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

当然販売価格といいますのは、全国の米の生産の数量といいますか、そういう形で不況があつたり豊作であつたり、そういうふうなのを全部絡めて全国で金額が決められるというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

そういうことであれば、販売価格が下がったときには米余りが現在起きておりますので、米がだんだん、60キロ当たり2万円近くまでなったのが、今約1万5,000円ぐらいにしかなくなってないわけですが、そういうことで下がってきたときに、販売変動金ということで今まで補助金をいただいておったわけですが、これもまた2014年、来年から廃止の方向ということで今回答をいただいたわけですが、新聞紙上によりますと、農家がこれに対しては、安くなったらやっぱり米をつくらないというような形になりますから、話の模様では、新聞紙上では保険を掛けさせるというような段階で政府は考えておるようですが、その点どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

戸別補償制度のときには、変動の補助金については国においては支払わなかった。変動がなかったということで、変動補助金のほうはありませんでした。しかしながら、今回、制度等が変わりまして、変動があれば、当然保険制度の導入が必要かというふうに思います。それにつきましては、減反廃止と同時にですね、先ほど議員おっしゃいましたように、2018年以降に保険の導入することも考えられるかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに米が下がれば、やっぱり農家の生産意欲なり作付も減ってくるんじゃないかということで、価格安定のためにもそういうふうな保険制度でも国が音頭をとっていただいて、やはり米の安定供給を図っていただければというふうに思うところです。

次のエの転作補助金については、確かにこれは米以外の、主食用米から米、麦の転作なり、大豆、そして、今回は特に飼料用に大きく補助金をやるということでこの転作補助金が設けられておったわけですが、今までは飼料用米をつくった場合は1反当たり8万円のところが10万5,000円、これは大変大きな増額で今後この政策がされるというような打ち出しがなされておりますが、この主食用米から飼料用米に、基山町の場合はこの転作が、10万5,000円は確かに魅力的ではありますけれども、切りかえられる農家があると思われませんか、課長は。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回、国の政策におきまして主食用米から飼料米ということですが、今までのつきましては、飼料米では8万円という、確保された金額というものはちょっと語弊があると思いますが、そういうふうな金額で支払っておりましたけれども、今回につきましては、こういうふうに上限、下限がありますので、実際、現場の状況によって、今までのつきましてはある程度8万円は先ほど申しましたように確保されたかと思っておりますけれども、今回につきましては、ある程度作付が不況であれば、町長答弁のように5万5,000円に下がるということで、実際、よくできたら10万5,000円という数字が出てきておりますけれども、その辺については、状況によっては厳しいところが出るかなというふうには考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今回については、こういうふうなやっぱり米余りの減少だから、米以外のものをつくらせるというのが政府の方策で、相当金額も、農業予算も今までと変わらないぐらい予算を組んでいただいておりますが、この飼料用米についての10万5,000円と下限の5万5,000円、これについては相当差があるわけですが、その飼料米の収穫量に応じた支給額ということで、その飼料米への転作補助金の平均収量について、課長は御承知ですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

そこら辺は知りません。申しわけありません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これについては、政府が打ち出しておるのは、飼料米への転作補助金は大体平均収量約530キロ、60キロ換算ですと約9俵、六九、五十四ですか、9俵を上回った場合にはこの10万5,000円、それよりか下の場合は5万5,000円というような標準が打ち出されておるようです。そういうことで大変魅力的ですが、本来ならば米をやっぱりつくったほうがいいということで、私はこの転作補助金が基山町の場合は、零細農家の二、三反しかつくっていないところはもうもらわないでいいと、7,500円はもらわないで、自分方に米をやっぱりつくったほうがいいと。全部もう減反しないで、そういうような方向に、この転作補助金は要らないというような形で生産調整が進まないんじゃないかというような考えをありますが、その点については課長はどう思われますか。そういうふうになると価格がやっぱり、誰でもが零細農家が米をつくるからふえるわけですから、その点、どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

この生産調整の廃止につきましては、まだ基山町においてもどういうふうに動くのか、本当に未定でございます。今議員おっしゃいますように、飼料米をやめて全部普通の主食米ということでも御意見今言われましたけれども、本当に当然、最終的には市町のほうで調整等が出てくるかと思えますけれども、今のこの現在でどれが一番ベターなのかというのは、本当に農協さんと生産者ないし行政のほうで調整していかなければならないかというふうに思います。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

その点、やはり基山の場合は中山間地域も多いということと、零細農家、二、三反百姓が多いということで、生産調整はしなくてやっぱり自分の米をつくるというような形になれば、また米余りの現象で価格は下がっていくというふうなことも考えられるわけです。

次の平成26年度、来年度から今回自民党が打ち出した新設制度の日本型直接支払い制度についてですが、これについては、回答の中で、農地の維持支払い、また資源向上支払いの2種類の交付金が新たに導入されるということで説明があったわけですが、この活動補助金、確かに1反当たり、北海道は除いて都道府県では5,400円、畑の場合は3,440円、これは全地域に、組織をつくった場合には活動補助金として各部落にやられるわけですか、ちょっとその点はどうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

これにつきましては、まだ私どもも実際県の説明会等が今月の19日にあることですので、余り詳しいことは申し上げられませんけれども、実は今の来ている資料におきましては、今現在あります農地・水の管理支払いを、今回、この日本型直接支払いのほうに移行するというそういうふうな資料ぐらいまでで、まだ、今議員おっしゃいますように金額等は提示されておりますけれども、それを当然、農地・水については各集落で行いますけれども、今回新制度におきましてはどのようなふうな制度になるかについては、今後情報が来次第、皆様にお伝えしたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

新しくやはり自民党が今回、日本型直接支払い制度というような形で2つの交付金が構成されて、今支払いがされるように単価も打ち出されたわけですが、今課長が言いましたように、今まで中山間地域直接支払い交付金、これは基山町の場合も6集落ですか、現在取り組んでおられますが、547万円の各集落への交付金が出ております。また、農地・水・環境保全向上対策事業補助金、これも61万円出されておるわけですが、ちょっとこれとは先ほど言われましたように重複するところが、いろんな活動、私もその責任者をしておりますが、重複するところで一番心配しておるのは、中山間地域と水と環境保全向上対策事業ですね。

これが5年、5年、5年、ずっと今まで延期されて今12年目ですか、5年ずつの3回目になりますがお客のわけですが、これはやっぱり国のお金ですので、国庫補助関係とかもらっておりますので、国庫と県費と町費で中山間の場合は6集落に547万円もらっておりますが、会計検査の対象になると思いますが、その点については重複した制度になると思いますが、この点はどうなんですか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松雪農林環境課長。

**○農林環境課長（松雪靖弘君）**

今議員御指摘の中山間地域と農地・水、行っていることは余り変わりませんが、その辺の重複については問題ないと思いますけれども、今、農地・水から今回新制度の日本型直接支払いになりますと、実は現行で今、農地・水の保全管理しています支払いの5年以上の継続の地区については、今町長がお答えしました金額の75%を適用ということで、そういうふうに、今現在やっています農地・水から日本型の直接支払いになりますと継続ということで、金額が下がるということでございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

確かに集落では、今農業集落ごと、そしてまた、水・環境については非農家の方も取り入れた地域の環境美化、そういうものに取り組んだ補助金を出されておりますが、どうも重複する点があるし、また、農地の維持管理、それについてとか、中山間地域については耕作放棄地の拡大を防ぎたい、また、中山間地域の農地保全、また景観関係については、その点について懸念するところなんです。重複するところがあるように思いますので、また説明会等も今後進められると思いますが、会計検査に引っかからないような指導をよろしくお願ひしたいと思ひます。国の会計検査もあっておりますので、そういうことをよろしくお願ひしたいと思ひます。

（2）に移りますが、確かに米余り、特に平成25年度、昨年は米が豊作で米余り現象が起きたということで、政府は20万トンと私はこの質問には書いておりますが、現実には26万トンの削減が報道されておるところです。生産数量の目標については、県に国が示し、また県は市町村、また最終的にはやっぱり農家に配分をされるわけですが、現在のところ、ここで

回答されたように県が配分しておりますが、目標数については現在未定ということですが、答弁の中で入っておりませんので、県の方だけはちょっと報告したいと思いますが、10月の28日に主食用米の平成26年産米の都道府県別の生産数量目標が発表されております。全国の目標前年比26万トンの76万5,000トン、大幅に引き下げられておるわけですが、都道府県別では前年の水準よりも全都道府県割り込んでおるわけです。佐賀県については4.5%減で13万5,230トンが数量提示となされております。この数字が市町村、また農家に配分されるものと思います。

そういうことで、今回、減反の強化がまた一段と厳しくなると。そのかわりに飼料米とか大豆、そしてまた別な作物に転作補助金を増額したというのが今回の制度の見直しじゃないかと思いますが、最終的に課長は、今回のこの米生産調整見直しについて大きく転換が打ち出されたわけですが、この政策について、今後基山町の農業に与える影響、また課題についてはどういふのがあると思いますか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほども申しましたように、生産調整につきましては、今、新聞報道等であっておりますけれども、国の情勢等を変化を見ながらいきたいと思いますが、基山町においては、やはり1戸当たりの耕作面積のほうはかなり狭くなっているのが実情でございます。それに反して1万5,000円から7,500円に減少するということは、非常に厳しいということは認識しております。

また、中山間地域におきましては、当然収穫の量も少ないと思いますし、それに補填することで今回日本型直接支払いというのが設けてありますけれども、これにつきましても、本来どれぐらいの金額になるかという、本当に不安があるところでございます。これにつきましては、先ほどから申しておりますように平成26年度からの実施でございますので、そういう動向を見ながら行政としても対応していきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ありがとうございました。今後やっぱり基山町が生き残る農業というふうな形で、JAの

指導もありましょうが、町のやはりこの減反政策についての取り組みも、生産組合とよく協議をしながら進めていただいたらというふうに思うところです。

ただ、きのうのちょっと新聞を最終的に見ますと、安倍首相なり農林水産省が出しておいたのは、やはり環太平洋連携協定、TPPなどにより日本の農業が転換期を迎えたということで、米の生産調整を廃止する柱が打ち出された中で農業再生プランを決めてあるわけですが、やっぱりもうかる農業を実現するという政策を今後とっていくと。そして、やはり成長産業としてプランを立てて、6次産業を推進していくことを方針に決めたということでございますので、今後、政府のそのやり方に、特に若い人を呼び込む農業政策に取り組んでいただいたらというのを期待しておるところです。

ところで、時間の関係で次に移らせていただきますが、2の塚原・長谷川線の延伸と温浴施設についてであります。これまでも何回も質問し、私もこの件について二、三回質問させてもらったことがあるわけですが、やはり弥生が丘の鳥栖側から見れば、せっかく大きな道路がどおんと来て、道路計画もあるのに、何で基山は真っすぐこう道をつくらないのかなというのがよく言われますが、その点について町長はどう考えられてあるんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

必要というか、あれば本当に便利な道路になるというふうに私も思っております。それから、特に今鳥栖側から見ればとおっしゃいましたけれども、鳥栖から見れば特にそうなのかもわかりません。

しかし、それはやっぱりお互いのいろいろの政策もございまして、どれを先にやっていくかというようなそういうことも当然考えていかなければいかんと思います。それをいいますと、それでは日渡・長野線、あのあたりも以前私は鳥栖に言ったこともございまして。あれを永吉のほうまで鳥栖のほうもつなげてもらえれば、ちょうど弥生が丘、あれから上がったところの交差点、あそこにつながるとお互いいいですねと、その辺何か考えられませんかというような個人的に提案したこともありますけれども、「いや、今ちょっとそういう時期じゃございません」というような回答でございました。

そこそこのやっぱりいろいろの思惑、それから事情もあるものですから、今すぐ、それではというようなことはちょっと基山としてはいかがかなというふうに思っております。



○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

なかなかこの塚原・長谷川線は町長も腰の重いところですが、せっかくその温浴施設の、私はちょっと現場を見てびっくりしたのですが、中に道路用地まで、これは平成22年でしたか、全員協議会の中で財政課長のほうから説明があつて、メークスに販売するというような形で用地を売却されたわけですが、その道路が、基山町行政財産使用条例の規定に基づきお貸しをしておるといふことですのでけれども、課長は現場を見られましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

直接温浴施設の敷地内には入っておりませんが、あそこの柚比北部1号線からは確認をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私が課長に聞いたのは、この道路計画用地は、説明を二、三枚持っておるわけですが、当初の22年2月の臨時議会、これは22年の5月20日に財政課のほうからこのメークスに販売されたときの図面です。その中央、真ん中を19メートル幅を道路幅としてとってあります。その進退関係が、私は現場の工事責任者とも話して現場をずっと見せてもらったところ、建物の用地、そして今、温浴施設に入るところの道は全然その町道の中には入っていないわけですね。擁壁の7メートル、石垣をしてある上が道路の敷地ということで説明を受けましたが、その点、知っておりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

この温浴施設につきましては、開発行為が2度変更されておまして、当初の温浴施設の進入路、それが変更になりましたので、現行の進入路となったことによりましてそのような工事がなされたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

現場を見て、その工事責任者の方と話したところ、これは大変ですねと、そういうことですかということですが、ちょっとお貸ししておりますということで、確かにこれは町有財産ですね。行政財産として契約書、念書をとっておるということですが、この基山町行政財産使用条例の規定に基づいてお貸ししているということですが、その念書の内容が説明できればちょっとお願いしたいと思いますが、期間、金額、面積、わかりますか。それか、資料提示をお願いしたいと思いますが、これは念書をとってあるわけですか。契約書を交わしてあるわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

業者と結んでおりますのは、行政財産使用に関する覚書でございます。これにつきましては、先ほど申し上げましたけれども、進入路が変更になりまして、議員、現地に行かれておわかりになっていると思いますけれども、町道の計画用地のところどうしても温浴施設の進入路が重なってきまして、その分につきましてしっかりとした覚書を締結するほうがいいだろうということで締結をいたしております。この内容につきましては、面積とあとはその根拠ですね。そういったもの、行政財産使用条例に基づく占用だというふうなことを明記しておるところでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ちょっとその内容が、例えば期間とか、金額とか、面積というのはわかりませんか。それか、私はもう後で念書の写しを資料提示をしていただいたらというふうに思いますが、どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

先ほど申し上げましたけれども、それは覚書ということで御理解をいただきたいと思いま  
すし、面積につきましては、25年度は1,385平米をお貸しいたしております。（「金額等  
は」「ほかの内容を」と呼ぶ者あり）

内容につきましては、行政財産の使用条例に基づきまして、土地でございますので、25年  
度は近傍の評価額から持ってきてまして1,400円でございます。

それから、年限におきましては、その使用期間は、基山町公有財産規則の第24条第1項  
のただし書きの規定ということでございまして、その更新はやっておりますけれども、温浴  
施設が必要な場合にはお貸しをするというようなことの覚書になっております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今1,400円、これは坪単価、月ですか。ちょっとその点、詳しくお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは年額でございます。（「年額、年に1,400円だけ」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

これはえらい安いようにも思われますが、取り決めでそういうふうなことになっておれば  
あれですが。要は、将来やはり道路計画として19メートルも、この鳥栖から弥生が丘から塚  
原・長谷川線に将来は結ぼうというような形で道路をとってあるところが、石垣の高い上に、  
また建物のすぐもうひさしがかかったところの道路になっておるわけですね。道路をつくる  
ときに、ひょっとしたらその石垣を全部崩さないかんわけですよ。その点、課長は認識を  
してこの念書を交わされたわけですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

ちょっと誤解があってはいいませんが、年額1,400円といえますのは、今の現在の

平成25年の土地の評価額ですね。それはやはり山でございましたので、その価格でございます。しかし、今年度ですね、次年度以降になれば当然評価額が上がれば、そのお貸しする料金は変わっていくものというふうには御理解をいただきたいと思ひますし、それからまた、確かに道路の計画は、その売却をされる当時、塚原・長谷川線の延長ということで弥生が丘の北交差点まで約950メートルほどでございますけれども、そこはやはり計画の検討をするというようなことで。やはりその道路に関しましては、道路幅の19メートルは残すべきであろうというふうなことで売却をされておると思っておりますし、その後、その道路に関しては、やはり設計といいますか測量といいますかそういったものをしませんと、道路の計画そういったものは提示できないというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

私が言いたいのは、せつかく道路として19メートルとって、将来塚原・長谷川線、いつになるかわかりませんが、そういうのが計画をされる時点で、このやっぱり温浴施設からその石垣小路が7メートルもある、擁壁をついてあるところの山のほう側ですから、全部それを削らないかんし、建物もその中に一部入っておるところがあるわけですが。道路をつくるときに、温浴施設側のほうからうちの入る道路をし直すときに、町が道路をつくってくれというような難問題もひょっとしたら起きる可能性があるわけですよ。敷地内ですから、温浴施設がですね。石垣よりか上でしょうが、今の入る道路よりか。そういうのを勘案して今回の温浴施設の建設については協議をなぜされなかったのかなというのが、私は不安ですが、その点、町長知ってありましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

私も詳しいことはわかりません。それから、技術的に本当にどうなのかというようなことは私もわかりませんが、ただ、やはり道をつくるといいますか、以前から検討するというような言い方をずっともう、もっと前からその辺は言われておったと私は思うのですけれども、それであれば、一つの検討の方法としてやっぱり可能性は残しておくべきだと。あれをそれではもう全部ぶっ潰して、では売りましようかというような話ではないと私は思っ

て、これから先いろんな問題もまた起きるかもわかりませんが、その辺の可能性は残してということでございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

今後こういうふうな賃貸関係とか、道路計画が将来あるために道路敷地として町がまだ売却していないところ、そういうのは、温浴施設建設をされるところの業者と十分協議をした中でやっぱり進めておかないと、後から難問題で、では道路をつくるときに、うちの進入道路がないようになるから町のほうでつくってくれというような問題も、吹っかけられるんじゃないかというふうに思うところです。

それから、ちょっと時間がないようですが、次の道路計画について。

町道の三ヶ敷村中3号線につきましては、平成26年度に拡幅工事を行う予定ですが、これについてと今の私が言った道路の計画についての拡幅工事の予定というその概要というのは、どういうふうなのを。3号線、これは拡張する、4メートルか5メートルにするわけですが、今、これはもう問題になっておりました。鳥栖高校なり鳥栖工業の生徒が自転車で朝晩一番近い道路、またバイパスを自転車で基山町から行くと、帰りもですが危ないということで、ここの小さい1メートル50、舗装もしていないような道路を今行っておるわけですが、ちょうどそこが弥生が丘の温浴施設のところに繋がっておるわけですが、これの26年度に拡幅工事を行う予定ですというようなことを答弁されましたけれども、その内容をざっとでいいですが、わかれば御説明願いたい。

**○議長（鳥飼勝美君）**

天本まちづくり推進課長。

**○まちづくり推進課長（天本正弘君）**

三ヶ敷村中3号線の拡幅工事につきましては、これも住民の方から町民提案がございました。その提案の中には2項目ございまして、まずは道路の排水問題、それと拡幅の問題でございました。それを解消してくれということでもございましたけれども、それでうちのほうで検討いたしまして、まずは排水が先だろうと。道路をつくりますと、当然アスファルト舗装をしますので、またそこに水が余計流れてきますので、排水対策を25年度、今年度やりまして、26年度に道路の拡幅。この拡幅につきましては、隣接者の方から土地のほうは提供して

いただくということでございます。その中で福祉施設の方がかなりの面積がございます。その中でお話し合いをいたしまして、幅員の3メートルまでは提供していいというような御了解をいただいております。これは先ほど、私たちもかなり幅員が広いほうがいいわけでございますけれども、末端の町道の幅もかなり狭うございますので3メートル、そうしたことによってそれを拡幅いたしまして、議員おっしゃいますような通学路、そういったものの安全性を確保していきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

この町道三ヶ敷村中線、確かにちょうど三ヶ敷・金丸線から小さい本当に1メートル50、軽も通らないような道路のところを温浴施設につながっておる道路ですが、三ヶ敷村中3号線ですね、これについては、先ほど言いましたように、バイパスを自転車で行くと、やっぱり高校生の通学道路としてこの道を使用されておるということをよく聞くわけです。舗装もしていない砂利道だということと、今1.5メートルぐらいの道路幅しかないということで、早急にやっぱりこの拡幅工事をしていただければというふうに思うところですが。私は、せめて三ヶ敷・金丸線までぐらいこの道路を、せっかく3メートルまで今課長が説明されましたが、4メートルにしてあれにつなげないかなと、そうすると温浴施設の信号機のところから150メートルか200メートルぐらいじゃないかというふうに思いますが、その点どうなんですか、課長。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

私たちも、その隣に、議員御存じだと思いますけれども、その三ヶ敷村中4号線という町道がございます。そこは、現在のところは車も通らない道でございますけれども、隣接者の方もそういったお話をされた経緯もございます。

しかし、村中3号線につきましては、一番の隣接者で地権者の方の提供が、3メートルまでが限度だというようなお話もされております。もう一度お話し合いをいたしますけれども、幅員の3メートルというのが限度ではなかろうかというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

ひとつ基山のほうから3メートルであれば軽ぐらいいは行けるような形になりますが、先がやっぱり小さな道になっておりますので、基山のほうからけやき台、高齢者が温浴施設に行くときに、やはりバイパスとか車の多いところを通らなくてこの道が行けるようになればというふうに期待しておるところです。

次に移りますが、次の温浴施設、この山楽は1月20日にオープンというような形で看板があちこちに立っておりますが、基山町にもたらす経済効果。固定資産税の納付、確かにあの土地、家屋、償却資産、こういうのが見込まれます。また、観光協会への入会はということで、ぜひ基山町の観光協会にも入会していただいてポスターを、基山の面積内の用地を売買した施設ですので大いにPRを、大興善寺のポスターなんかも張っていただいたらというふうに思うところでは。

それと、入湯税については期待をしております。もう1日70円、相当な人数が私は河内のほうの温泉施設なり、また立石のほうの上のほうに温泉施設があるわけですが、アウトレットに来られる若い方が年寄りの方とよく来られると、年寄りの方はそこにおろして、自分たちは買い物をして、ほかの人は温泉に入っておられるというような経緯があるというようなことをよく聞いたことがありますので、この温浴施設の山楽についても相当な利用者があるんじゃないかというふうに思うところでは。

それから、基山の特産品の販売コーナーということで私は上げましたが、以前、駐車場であれば可能ということでしたが、基山町にこの駐車場の件で賃貸関係の話があって、造成工事費が約1億円近くかかるということで辞退されたわけですが、その後、特産品の販売コーナーを駐車場であれば可能ということでは言われたということですが、その後、メークスのほうからこの敷地について、確かにもう山ばかりですが、基山町のところはですね、議員の方は皆知ってありますが、駐車場にするために売ってくれというような相談はなかったですか。賃貸のところを議員で破棄されたわけですが、その点どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

あそこについては、当初その村中3号線西側のところを貸してくれということだったので、

そういう話だったのですけれども、その後そこを売ってくれという話は聞いておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

売ってくれというような話があったとも私はメークスのほうからもちょっと聞いたことがあったわけですが、実は、あぎゃん竹やぶの山の中ぐらいでもし売ってくれというようなことであれば、私はメークスに売ったほうがいいんじゃないかなというふうに思うところです。確かに安く温浴施設のところも土地については売却されたわけですが、今4階建ての大きな駐車場をつくっておられますので、もうその点についてはあれですが、要は、向こうはそれを抵当に入れてやっぱり駐車場をつくりたいというような希望もあったようでございます。雇用関係、そして、その基山の特産品の販売コーナー、そういうようなのも今後協議をしていただきたいというふうに思っております。

最後、ちょっと時間が、まだほかに質問したいところがありましたが、サル被害については6の地区が多いのかなというふうに思いますが、議員に聞いてもやっぱり、よく見たよとか、バイパスの近くで死んだりしたりしておるところも見るわけですが、このサル被害について、何か対策をしていただきたいと思っておりますけれども、やっぱりサルはイノシシと違って殺すわけにはいかないから、麻醉銃などの使用は猟友会に頼まれないわけですか、ちょっとその点。何か対策せなならん、ふえるばかりで。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

まず、サルのごとでございましてけれども、昨年度、約3回ほど出ております。そういうことであれば、すぐうちのほうから、例えば関係各課、総務課、こども課、健康福祉課、学校教育課、ないしは安全な町づくり推進協議会の会長なりに連絡して現地に行きますけれども、行ったときはサルはいないということで、また次のところから情報が来ますけれども、いないということで。なかなか駆除というのがかなり難しい状態でございます。また、今御指摘のその麻醉銃とかということでありましたけれども、実際、猟友会につきましても、サルがすぐ出たときに猟友会の方もほとんど仕事をしていらっしゃる方がいらっしゃいますので、現在猟友会との委託契約にしましても、その動物の中にサルというのは実は明記しておりま



せん。例えばイノシシとかアライグマとかそういうカラスとかはありますけれども、そこにはなっておりません。

しかしながら、全然対応をしないというのはおかしいと思いますけれども、今のところ猟友会については、サルについては、例えばさっきおっしゃいますように撃つということは、今のところは考えてはおりません。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

今まで私もイノシシとかアライグマの被害状況なり頭数なりの確保というようなのを何回となく質問をしてきたわけですが、サルの被害がこんなに出没するとは私も思いも寄らなかったわけですが、やっぱりサルは、あと2分しかないわけですが、屋根の上で要はこっちを見るわけですね。そして、追いかけると城戸のお宮の木に登って、また高いところにありますからどうしようもないというようなことで、イノシシだったらわなにかかったりするわけですが、よその地区では、熊なんかが出没したときはやっぱり麻醉銃でとって、また山に返すとかというようなところをされておりますので、何かいい方法を、サルの被害が今後子供なんかに及ぼさないような対策をとっていただいたらというふうに思うわけですが、その点をもう一回猟友会の方とも十分協議をしていただき、麻醉銃なんかで使われるような許可をとっていただいたらというふうに思いますが、どうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

先ほども申しあげましたように、麻醉銃で佐賀県でどこかされたかどうかもちよっとわかりませんが、とにかく市街地等に来れば、それは当然住民の方に被害等があればそういうふうな、例えば最終的には麻醉銃でまた山に返すということがありますけれども、通常のところであれば、そこまでなくて、先ほど町長が申されたように、網とかサスマタですね、そういうので捕獲したらどうかというふうには考えております。

以上でございます。

○11番（林 博文君）

ちょうど時間ですので、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で林 博文議員の一般質問を終わります。

ここで10時50分まで休憩します。

～午前10時42分 休憩～

～午前10時50分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

次に、松石信男議員の一般質問を行います。松石信男議員。

○12番（松石信男君）（登壇）

大変お疲れさまでございます。質問の最後でございます。

私は、3点にわたって町長並びに担当課長にお伺いをしたいと思います。日本共産党基山町議団の松石でございます。

いつも申しておりますが、私は町民こそが町政の主人公との立場でお聞きをいたします。質問の第1は、介護保険の要支援者に対する介護保険給付の廃止、つまり介護保険から外すことについてお伺いをいたします。

今、介護保険制度の見直しの議論が猛スピードで進んでいます。厚生労働省が、介護保険で要支援と認定された高齢者に対する保険給付、予防給付であります。これを廃止して、市町村に任される新しい地域支援事業に丸投げする方針を示したからであります。皆さん御存じのように、今の介護保険制度には、体の状態に応じて最も軽い要支援1から最も重い要介護5までの7つの認定段階があります。そのうち要支援1、2と認定されているのは全国で154万人、そのうち約100万人が予防給付としてホームヘルプサービスとかデイサービス、訪問介護、訪問リハビリテーションなどを利用しております。要支援2ならば、認知症対応のグループホームも利用できるわけであります。厚労省は、このようなサービスの保険給付を全廃して、市町村に丸投げした新しい地域支援事業として実施するというものであります。

しかし、これでは、事業の内容は各市町村の裁量任せで、人員・運営基準もなくなり、各市町村のサービスはばらばらになってしまいます。また、その担い手も介護の専門職も、ヘルパーさんからNPOやボランティアの活用を図るというものであります。このことは、要支援者に対しての一定水準のサービスを保障する国の責任を投げ捨て、市町村に丸投げする

ことにより、サービスの水準を切り下げて介護費用を削減するのがその狙いだと言われてい  
ます。

このことに対しまして高齢者から、今までと同じようなサービスが受けられるのかという  
不安や批判が集中して、そしてまた、各地の自治体からも、市町村がやるにも財源がない、  
格差が広がり住民が困る、国は一体何を考えているのかなどの反対の声が広がりまして、厚  
労省は、当初の方針は撤回をいたしました。訪問介護、ホームヘルプサービス、それから  
通所介護、デイサービスについては、あくまで市町村に移すという方針であります。

なお、この件に関しましては、私は、平成23年12月議会の一般質問の中で、介護保険要支  
援者の介護保険外しはしないように申し上げたことも紹介しながら、質問に移りたいと思  
います。3つほどお尋ねをいたします。

まず1つ目に、介護保険で要支援と認定された人のサービスを見直すとされるが、どのよ  
うになるのか、御説明をお願いします。

2つ目に、基山町で要支援と要介護の人数の方、それぞれ何人いらっしゃるでしょうか。

3つ目に、今、要支援者の中で介護保険給付から外して基山町が独自に行う介護予防・日  
常生活支援総合事業、いわゆる総合事業でございますが、これもされるとなっております。こ  
の利用者、何人おられるでございましょうか。

質問の第2は、介護保険の要介護者への障害者控除対象者認定書の交付についてお伺いを  
いたします。これにつきましては、ことしの3月議会でも質問をしてみました。再度お  
伺いをいたします。

この障害者控除対象者認定書の交付につきましては、皆さん御存じかとは思いますが、65  
歳以上で要介護認定を受けている方は、障害者手帳の交付を受けていなくても、身体障害者  
や知的障害者に準ずると市町村長が認めた場合には、所得税や町県民税の確定申告をする際  
に、障害者控除では、所得税が27万円、町県民税では26万円、または特別障害者控除の場  
合は、所得税が40万円、町県民税では30万円の控除を受けることができます。

この間、平成18年度から介護保険事業計画の見直しに伴いまして、介護保険料の負担が増  
加し、また、税制改正により高齢者控除の廃止、公的年金控除額が縮小され、住民税の65歳  
以上の非課税措置が廃止をされました。それらにより、高齢者への所得税、住民税の負担が  
大きくなっております。さらに、所得税や住民税の増税と連動して国保税や介護保険料の負  
担もふえております。まさに高齢者の負担は雪だるま式にふえてきておるわけでありませ  
う。

この障害者控除が受けられれば、所得税、住民税が軽減され、介護保険料についても軽減されることとなります。そのためには、障害者控除対象者認定申請書を健康福祉課に提出して、町長より障害者控除対象者認定書の交付を受ける必要があります。私は前回の質問で、町はこのことについて広報きやまやインターネットなどで町民には知らせてはいます。しかし、問題点として、この障害者控除の申請者が非常に少ないこと。したがって、認定書の交付もわずかしか少ないことを指摘をしながら、改善のために申請書の送付を提案したところでございます。

そこで、改めて3つほどお伺いをいたします。

まず1つ目に、障害者控除対象者認定申請書を提出できる人はどのような人なのでございましょうか。

2つ目に、障害者控除の申請対象者の人数と障害者控除対象者認定書の交付件数は何件か。平成22年度から24年度分、御報告をお願いしたいと思います。

3つ目に、前回の一般質問で、申請書の郵送について小森町長は、「申請者が少ないとは認識していなかった。広報の量が少ないこともある。申請書の送付は有効な手段かと思われるが、介護保険は1市3町の課題ということで協議したい」と答弁をされましたが、その後の協議状況についてお伺いをいたします。

質問の最後は、住宅リフォーム助成制度の継続についてお尋ねをいたします。

皆さん御存じのように、この制度は、地域経済の活性化につながる事業として2011年度から3カ年、県の事業として始まりました。補助対象は自宅のリフォーム費用が50万円以上で、住宅の全部または一部修繕、補修、補強、模様替え、更新工事など、改築や増築となっております。県内、町内の業者との工事契約が条件となっております。補助金は工事費の15%、最高20万円ですが、基山町内の業者に工事を頼みますと、さらに工事費の5%、5万円を限度として基山町が補助金を加算をしています。この事業は、地域の住宅関連の業者に仕事が回り、地域経済の活性化にもつながり、利用される町民の皆さんにも大変好評で、予想以上の申し込みがあり、基金からの繰り入れの前倒しもされたところでございます。今この事業が終わろうとしています。町民の中からは継続を求める声が大変大きいものがあります。

そこで、3つほどお伺いをいたします。

まず1つ目に、この助成事業の総括、どのように評価をされているのか。

2つ目に、地域経済に対する効果、助成金額と工事費総額、経済波及効果など、どのよう

になっているのか、説明をお願いいたします。

3つ目に、この住宅リフォーム助成制度の継続をするべきだと考えますが、御見解をお願い申し上げます、第1回目の質問を終わります。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）（登壇）

それでは、松石信男議員の御質問にお答えを申し上げます。

まず1項目め、介護保険「要支援者」への保険給付廃止についてということで、（1）で、介護保険で要支援と認定された人のサービスを見直すとされるが、どうなるのかというお尋ねです。

見直しについては、国で検討されている段階で、現在のところ具体的に決定はされていませんので、その経過報告として御理解をいただきたいと思っております。現在、厚生労働省社会福祉審議会介護保険部会で「予防給付の見直しと地域支援事業の充実について」議論をされているところでございます。直近の平成25年11月14日に行われました第52回の資料によりますと、地域支援事業の枠組みの中で介護予防・日常生活支援総合事業を発展的に見直し、新しい総合事業として全ての市町村で平成29年4月までに実施する。多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的にサービスの提供をできるよう、予防給付の訪問介護、通所介護は平成29年度までに移行するとしており、移行後の事業も介護保険制度内でのサービス提供であるとしています。

（2）町内の要支援1から2と要介護1から5の人数はそれぞれ何人かというお尋ねです。

平成25年度10月末現在で、要支援1が143名、要支援2が98名、要介護1が186名、要介護2が91名、要介護3が95名、要介護4が83名、要介護5が53名でございます。

（3）です。要支援の中で介護保険給付から外して基山町が独自に行う介護予防・日常生活支援総合事業の利用者は現在何人かというお尋ねです。

第5期鳥栖地区広域市町村圏組合介護保険事業計画では、本計画期間中の取り組みを予定していますが、国の動向もあり、現在実施の状況には至っていませんので、要支援者の利用はございません。

2項目めでございます。介護保険の要介護者への障害者控除対象者認定書の交付改善についてです。

(1) 障害者控除対象者認定申請書を提出できる人はどのような人かということです。認定対象者は、町内に住所を有する65歳以上の者で、普通障害については、障害の程度が療育手帳の判定Bに準ずる者、障害の程度が身体障害者手帳の3級から6級までに準ずる者、特別障害者につきましては、障害の程度が療育手帳の判定Aに準ずる者、障害程度が身体障害者手帳の1級または2級に準ずる者、常に就床を要し、複雑な介護を要する者となります。

(2) です。障害者控除の申請対象者の人数と障害者控除対象者認定書の交付件数は何件かと、平成22年度から24年度分ということです。

申請の対象者は、平成25年10月末現在で352名でございます。

次に、認定書の交付者は、平成22年度が8名、平成23年度が10名、平成24年度が10名となっております。

(3) の申請書の送付の協議はどうなっているかというお尋ねです。

鳥栖地区市町村圏組合、1市3町で協議を行いました。介護認定書の送付時に申請書を同封した場合、介護認定者の中には既に療育手帳や身体障害者手帳を交付されており、申請の必要がない場合もあり、混乱を招くおそれもあることから、これまでどおり「お知らせ」のみを同封することとなりました。

本町といたしましては、申請書の送付は有効な手段であると判断いたしましたので、本年度について、要介護1から5の認定者のうち第2号被保険者、療育手帳・身体障害者手帳の交付を受けた者を除く要介護認定者の方に「お知らせ・記入例・申請書」を同封して郵送し、その効果を検証いたします。

3項目めの住宅リフォーム助成制度の継続についてでございます。

(1) 事業の評価についてということです。

事業の評価につきましては、省エネ対策等の住宅の質の向上が図られたことや、県内業者による工事が助成の条件でありましたので、県内経済の活性化が図られた県において、目的は達成されたのではないかと考えております。

また、本町におきましても、町内業者による工事については加算助成を行いましたので、町内業者の施工割合が78.9%であり、本町経済の活性化に一定の効果があったと評価しております。

(2) 地域経済に対する効果、助成金額と工事費総額、経済波及額はどうかというお尋ねです。

本町での平成23年度から25年度までの助成件数は356件で、県助成金は6,752万6,000円でございます。そのうち町加算助成金は281件で、1,281万4,000円でございます。工事費総額につきましては、5億4,053万1,000円でございます。そのうち町内業者の工事費総額は、4億1,671万5,000円でございます。

また、経済波及効果につきましては、工事費総額に県が試算に用いております1.74を乗じた額で、約9億4,000万円とっております。

(3)の住宅リフォーム助成制度の継続を求めると、その見解をとということでございますが、緊急的な助成でありましたが、県事業として一定の効果はあったとっておりますが、現在、町事業として助成制度の実施は考えておりません。

以上でございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

それでは、次の質問に移りたいと思います。

まず最初に、介護保険の要支援者に対する保険給付の廃止についてでございます。

今、社会保障の介護保険部会で審議されている内容について御説明をいただいたわけです。報道を見ますと、その後また会議が開催をされております。2015年度からの介護保険制度見直し案をまとめていると。それを含めてお尋ねをいたします。

今答弁の中にありましたように、多様な主体による柔軟な取り組みにより効果的かつ効率的サービスの提供ができるように、デイサービスとホームヘルプサービスについては市町村に移行するということに対しまして、お聞きをいたします。

まず最初に、最終的な意見として先月27日に行われました介護保険部会の意見書案、これについて説明をお願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

先月の27日に行われました第53回の部会についての報告の内容について御説明をさせていただきます。

今回その会議の中では介護保険制度の見直しに関する意見の素案についてほぼ素案がまと

められたということで、大筋で了承をされたという模様でございます。その主な内容といたしましては、地域の医師会を中心に在宅医療連携拠点の構築をし、在宅医療と介護の連携推進を行うこと。それから、これまで予防給付で対応しておりました要支援者1、2の訪問介護、通所介護を、新しい総合事業として地域支援事業に移行すること。それから、特別養護老人ホームへの入所を要介護3以上に限定すること。それから、低所得者の1号被保険者の軽減強化。それから、一定所得以上の所得者の利用者負担の見直し。それから、補足給付の見直しによる費用負担の見直しなどでございます。

そして、今後につきましては、こちらのほうは新聞の報道によりますけれども、予定といたしましては、12月20日ごろに正式に素案をまとめて、来年2月ごろに閣議決定をし、通常国会のほうに介護保険法の改正案が提出されるのではないかとという報道が出ております。

以上でございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

今説明されましたように、つまり要支援を介護保険から外すと。そして、第1回の質問で言いましたように、ホームヘルパーさんがやっていたのをボランティアにかえるということも、それから特別養護老人ホームについても要介護で1、2の方は入所されているわけですが、その人は基本的にはもう入れないと。それから利用料についても現在1割負担なんですよね。これを一定所得以上の方については2割負担にすると。どれを見ても、非常に厳しい内容であります。

先ほど基山町の現在の要支援者が241人ということでありまして。これは全て基山町に移管をするというふうになるわけですが、そうされた場合の受け皿についてちょっとお聞きをいたしたいと思っております。

先ほど、現在要支援者の中で介護予防・日常生活支援総合事業、いわゆる総合事業の利用者はいないと。現在でも介護保険から外してやろうと思えばやれないことはないわけですね。しかし、現在そういう方は今おられませんということがありました。としますと、実際その受け皿としてのいわゆる地域支援総合事業、この実績もゼロなわけですね。受け皿もないと。こういう状況の中で、もちろん来年度とかということではありませんけれども、厚労省が市町村に、基山町にサービスを移すこの受け皿としての新しい総合事業ですね。これはできる



のかと、大丈夫なのかという点でどのような御見解なのか、お聞かせを願いたいと思います。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

まず、申し上げますけれども、給付サービスからは外れますけれども、今回の新総合事業につきましても介護保険の中で及ぶということでございますので、あくまでも介護保険制度の中で対応していくということになることについては、ちょっと御説明をまずもってさせていただきます。

そういった中で、確かに今回の改正される予定でいけば、要支援1、2の方については介護給付から外して新総合事業へ移すということになっておりますけれども、既存の制度が全くなくなるわけではございませんので、これまでの通所サービスであったり訪問介護であったりする部分が新総合事業に移るということでございます。

そういった中で、これまでと若干違ってきますのが、そういった介護給付で行っておりました部分に加えて、例えば地域のボランティアであったりNPOであったりそういった部分で、一定の理解が得られる部分についてはそういった部分でも対応してほしいということでありまして、これまでの制度そのものを全く否定して移行するわけではございませんので、そういったところを含めて鳥栖・三養基の広域と1市3町で連携をしながら、制度の運用につきましましては、平成29年度末までに完全移行ということを今のところ申しておりますので、その中で十分に対応できるようにしていかなければならないと考えております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

今言われたように、結局そのホームヘルパーさんからボランティアの活用も図っていくんだと。その各市町村に流される事業費についても、上限が決められているわけですね。それ以上使うなど、そういうこともお聞きをしています。私は、非常に厳しくなってくると。だから、正規のヘルパーさんじゃなくてボランティアにやると費用を削減すると。そういうふうになりますと、本当に今までと同じようなサービスが受けられるのかというのが最大の不安点です。例えば要支援の2の方にお聞きをしたわけですが、デイサービスなんか二、三回行かれております。それからホームヘルプサービスも受けられています。こういうのが、

利用回数が減ると。それから、介護関係者からは、結局重度化するんじゃないかと、要介護に移っていくというような批判の声があるわけですね。その辺の不安や批判に対してどのようにお考えですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、財源の問題でございますけれども、当初平成23年に改正されましたときには、この総合事業につきましては、全体の給付費の3%を上限とした財源をもとに、これまでの事業に加えて通所であったり訪問介護であったりをやりなさいという見解を示しておりましたけれども、今のところ、この11月27日に行われた会議の中では、その3%に加えてこれまでの通所介護、それから訪問介護ですね、この財源を新総合事業に移すと。

ただ、問題点が、それを上限としてということでお話が進んでおりますので、それが現時点でのマックスの金額になっていくのか、それが実際の介護者がふえていく中で徐々に対応して予算がふえていくのかというところが不明確でございますので、そういった部分の不安は残るものの、その平成23年度に改正された分からすれば一歩進められているというふうに理解をしております。

あと介護についての特に質の問題ということになってくると思いますけれども、介護の専門家ではない例えばNPOであったり地域のボランティアの方に御協力いただく部分もあるという点では、確かにそういった不安も出てくると思います。ただ、これから行っていきますサービスが、これまでのヘルパーであったりそういった介護専門職が行う部分と、やっぱりボランティアで行っていただく部分というのは、実際そのサービスを行う程度が違うと思いますので、その部分については今後十分検討しながら、どの辺までそういった方々に任せていけるのか。また、そういった質を落とさないために、こういった形でそういった方々にも十分な教育を行っていくのかというところを考えていく必要があると思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

まずそのような形になればいいと思いますが、政府は介護費用の削減なんですよね、最大の狙いは。ですから、結局、何かこれまでどおりヘルパーさんも活用、それに加えてボラン

ティアもという、そしてボランティアの方にもいろんな訓練・教育なんかをやればいいんじゃないかと。現在もやられていますよ、ボランティアの方も、例えば各施設にはたくさんおられます。これがもう正式化になっていくと。今はあくまでボランティアですから。これがいわゆる介護費を削減とするということでそっちを活用していくという形になっていくわけですから、さっき言ったように、今までと同じようなサービスが受けられるかという心配があるし、重度化を招きかねないという批判があります。

それで、お尋ねしたいのは、今、要支援の方に介護予防給付をやっているわけですが、この事業の効果についてどのように考えられているのか。あるいは、大した効果じゃないというふうに思われているのか。効果があるというふうに考えられているのか。その辺について御見解をお聞きします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

制度的に申し上げて、やはり要介護支援の方々にとって十分に必要なサービスでありますので、当然、利用者の方のニーズにも応えていく中で介護保険制度が創設されて、これまでずっと充実をしてそのノウハウを蓄積してきたわけでございますので、決して必要ないとか効果がないというふうには認識をいたしておりません。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

非常に重度化を防いでいるわけですね、このことによって。重度化すれば、それだけまた費用がかかるわけですよ。だから、非常に何か要支援というのは余り大したことのないような位置づけのような感じも、ちょっと政府の考え方にあるような感じなんですが。これは非常に大事な部分で、重度化しないようにするということが、そのためにやっているわけであります。

さっき言った財源の問題で、市町村会などからも非常に批判を出されているわけです。結局、各自治体でサービスの格差が生まれるんじゃないかと。それから、今までどおりサービスを維持するとすれば、さっき言った非常に財政が厳しい自治体においては、どうしてもやはり今までのサービスを引き下げざるを得ない。そういうのが非常に今批判が出されている

わけでございます。

この辺で、町長、来年度でも何か決まりそうな雰囲気でございますけれども、本当に基山町、担当課長はそうなれば一生懸命頑張りたいと、サービスが低下しないようにというような意気込みは伺いまして、ぜひ頑張っていたきたいと思うのですが、その辺の非常にやはり財源の問題とか、サービス低下に対する不安が非常にあるわけです。これが本当に始まってからいろんな批判が出てくると、こうなれば、一体何のための介護保険制度かという形にもなってきます。町長、御見解をお願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

まだまだ内容的に本当にどう変わっていくかというような、それもまだ不明なところもございますし、私自身も余りそこに細かいことまで詳しくないというような、その辺は申しわけないと思いますけれども。

しかし、基本高齢者もふえるというようなこともございますし、やっぱりそれに対する福祉サービス、これは削減されてもいかんし、低下してもいけないと、基本的には私もそう思っております。

それから、この要支援・介護だけじゃなくて、何かこう地方に、権限移譲じゃないですけども、仕事を与えて何か負担をかけると、その裏づけはないんだというようなそういう国のやり方というは、私どももちょっといろんな面で困っておりますので、その辺のところはしっかりやっぱりこの成り行きを見て、それなりのことで市町村も物を申すというようなことでやっていかなければいけないのかなというふうには思っております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員。

**○12番（松石信男君）**

ぜひそういうことで頑張っていたきたいと思いますが、やはり国の責任でやるということが私は大事だろうというふうに思います。御存じのとおり、消費税増税が来年4月から行われます。目的は何かと、社会保障にその増税分を振り分けると、医療や福祉にと言いながら削ると。これは、本当にいかななものかと。全く約束違反であります。そういう意味からしても、ぜひ町長にしても担当課長にしても、国のほうにきちっと物を申しただきたい

というふうに思っています。

次に、要介護者への障害者控除認定書の交付についてでございます。

ちょっと私の聞き方が悪かったかもしれませんが、障害者控除の申請をできる人は誰かということで聞いたわけですが、何か認定基準を説明していただいたようですが、どういう人は申請できるんですよという、簡単に説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

この申請ができる者につきまして、割合的にその要介護認定者の方が多うございますので、その場合についてということで御説明を申し上げたいと思います。

控除申請ができる方といたしましては、町内に居住する要介護認定者のうち、先ほど町長が回答いたしましたような一定の要件を満たされる方で、障害者手帳、それから療育手帳の交付を受けていない者となります。

ただ、この認定書は、所得税の確定申告、それから住民税の申告に添付するものでございますので、本人または扶養者が所得税・住民税が非課税の場合は、申請する必要がないということになります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

もちろんそのとおりですが、簡単に言ってしまうと、要介護認定者1から5の方ですね。この方は申請できるんですよということなんですね。先ほど、もちろんいろいろありますよ、手帳を持っている人とかいうのがありますけれども、そういうわけですよ。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

全てが申請できるというか、申請そのものは全ての方がしていただいて結構ですけれども、要介護認定を受けた方の中でもまた一定の要件がありますので、先ほど言った、そういった障害者でありますとかに該当するような調査項目の中に該当してくる方となりますので、その要介護認定者全員の方が認定を受けられるかどうかというのはその状況次第ということに

なります。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

何か食い違うことばってん、それはそうですよ。私が言ったのは、申請できる人はとっているわけですね。申請を受けても認定を受けられない人はいっぱいおるわけですよ。だから、要介護を受けられている方は誰でも申請できますよということなんです。それが少ないということを描しているわけです。

それで、そういう人は基山町に352名いらっしゃいますと。ところが、実際、認定書は毎年10件程度ということで、私は非常に少ないということを描したわけですが、1つは、介護サービス事業者にも、もうこのことについてはやっぱり周知を徹底するということが私は必要かと思えます。

ちなみにちょっとお聞きしますが、この障害者控除認定書については、交付から5年間はかのぼって控除が受けられると思えますが、どうですか。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

障害者控除を受けていらっしゃらない方は、5年さかのぼって修正することができます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

申請書の送付についてでございますが、鳥栖地区の市町村圏組合、つまり介護保険の組合でございますが、申請書については、介護認定者の中には既に身障者手帳や療育手帳を交付されており、申請の必要がない場合もあり混乱を招くおそれがあるということで従来どおりと、送付しないというふうな協議内容だったというふうなことを御報告いただきました。

確かにそういうことは私もあると思えます。しかし、これまでどおりのお知らせでは、それが来ても、高齢者の方は、「何ば書いちゃるか、さっぱりわからん」と。そのことで、障害者控除の認定書の交付は少ないということに現実にあらわれているわけですから、やはりその改善を私はする必要があると思う。

それで、ここに唐津市の高齢者支援課から送ってもらったチラシを持っているわけですが、唐津市は、平成21年9月から申請書を要介護者に送っています。その見出しですが、「市・県民税及び所得税の障害者控除対象者認定についてのお知らせ」ということで書いてあります。その中に、さっき心配な点ですね。混乱を招く点がありますので、ただしということで、そのことを見込んで、「ただし、障害者手帳や障害者控除対象者認定書の交付を受けている方、障害者控除を受けている方は提出の必要がありません。それから、非課税の方も適用されません」ということもちゃんと書いてあります。そして、別の岐阜市の場合にも、「所得税、市・県民税が非課税の人、または身障者手帳等を所持しており同等の控除が受けられる人は、この認定書は必要ありません」というようなことで書かれているわけです。

ですから、そういうふうに丁寧にすれば、混乱はある程度少なくすることはできると、こういうふうに私は考えるわけであります。私は、再度その辺については、町長は協議をしていただきたいと思います。

ところで、基山町では申請書を送付するということで答弁された。非常に私も歓迎するわけでございます。そのお知らせとか記入例、申請書を同封するということでありますが、基山町がこの申請書を送付するお知らせですね、これが非常に大事なわけございまして、どのような内容になるのか、検討されておれば、ちょっと説明をお願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

まだ具体的にどういった文章で出すかというのは決定をいたしておりませんのですけれども、先ほど松石議員が言われましたように、本人様が受け取られてその内容が十分にわかるように、どういった方が対象で、どういう人がどういときに受けられますよといった内容をきちっと説明したような形で、本人さんが申告時期に、必要な方が十分に申請をしていただけるような内容を、ほかの市町の事例なども研究させていただきながら対応をさせていただきたいと考えております。

それから、先ほどの5年間遡及できるかという話の部分で、1つだけちょっと申し添えておきたいと思いますが、5年間遡及して申告ができます方は、その間、確定申告を1度もされていない方が5年間遡及ができます。もし仮に確定申告をされてあれば、1年以内に更正の請求という形で請求をしないと遡及することはできませんので、その部分はつけ加

えをさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ちょっと若干違うことあるばってん、間違いないですね。

○議長（鳥飼勝美君）

鶴田税務住民課長。

○税務住民課長（鶴田勝美君）

あくまでも障害者控除というものが5年さかのぼってできるかというふうな質問でしたので、その申告の内容によって遡及できるもの、できないもの、細かいものはありますけれども、そういう聞かれたのでそれで対応してお答えしたということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それで、唐津市のお知らせについてちょっと御紹介をしたいと思うのですが、3つほど書いてあります。

「あなたは要介護認定関係資料により障害者控除の対象となりますので、必要がございましたら、同封の障害者控除対象者認定申請書を提出してください」ということで、さっき申したただし書きも添えて書いてあるわけですが、3つほど書いてある。

まず申請についてということで書いてあります。申請できる方はどういう人かと。それから申請窓口はどこかと。それから申請書については、参考例をちゃんと書いているからそれを参考にして書いてくださいという提言。

それから、税金の控除の額も書いてあります。所得税と市・県民税ですね。例えば普通障害者控除であったら、所得金額から27万円控除されます。特別障害者控除の場合は、所得金額から40万円控除されます。それから、市・県民税は26万円控除されますし、30万円控除されますと、これをきちっとやはり書いてあります。

それから問い合わせ先と、そして、申請とか認定に関しての問い合わせ先はどこどこに問い合わせてください。電話番号とかファクス、本当に詳しく書いてあるということも御紹介をしておきたい。



ぜひそういう意味で、先ほど他市町の例も参考にしながらわかるようにするということがございましたので、ぜひともそういうことで、本当に高齢者の方が何のこっちゃろかというふうにならないように。それでも申請されないということであれば、それはその人の勝手ですから仕方ありませんけれども、ぜひともわかりやすくお願いしたいというふうに思っておりますのでございます。

それで、同じくこの件に関して、私は久留米市のほうにもどういうふうにやっているのかということちょっとお尋ねをして、今、担当課のほうにお伺いをしたところです。久留米市はどうしているかという、平成19年度から、申請書の送付じゃございません。認定書もう送付しています、一方的に。一方的にということちょっと語弊がありましようがですね。もう認定書をやっているんですよ。申請してもらわなくても結構ですと、もう認定書を送りますということ送っています。その送っているところは何かということ、特別障害者だけですね。普通障害者じゃなくて特別障害者だけには送っているということございました。ちょっと資料をいただいたわけですがけれども、平成24年度は1,051人の方に認定書をやったということございました。要件としてということで、12月31日を基準日として設けていると。どういふ人に送っているかということ、要介護状態が3、4、5の方、それから障害者高齢者の自立度B1、B2、C1、C2、この2つの要件に該当する人は特別障害者控除だということで、もう市役所のほうで認定して認定書を送付するというので、もう送られています。これも非常に進んだ例として、私は見習うべきことだろうというふうに思っているわけです。

担当課に聞いてみましたら、送ったら電話がかかってくると、「何じゃろか、これは」というふうなこともやっぱりあるそうですよ。聞いてみると、障害者手帳を持ってある方についても送っているというふうな話ですから、特にいろいろあると思いますが。それでも、そういうふうな電話がかかってくると、「うちはこぎゃんと要らん」とかということもあるということで、先ほどその混乱するんじゃないかという心配もわかりますけれども、こういうふうにはやはり丁寧にやっているところもあるわけですから、ぜひともそういう点ではもう一歩進んで、高齢者の立場に立った取り組みというかできれば認定書を送付していくと。特に特別障害者の方ですね。いわゆる寝たきりの高齢者ですよ、簡単に言ってしまうと、については、これはすぐでもわかるということちょっと語弊がありますがけれども、介護関係資料をちゃんと見ればわかるわけですから、やはり認定書を送ることが私は非常に大事ではないのかなというふうに思うわけでございます。町長、先ほど、介護保険組合では、認定

書どころか申請書も送り返しませんというふうになりましたということでもありますけれども、その辺どのように思われますか、町長の御見解を。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

これは、いわゆる市町村圏組合でというような考え方で今話をしておりますので、その辺のところは、やっぱりもう一度組合で話して、どうするのかというようなことは諮っていきべきだろうと思います。

基山町は基山町としまして本当に今度これでテストみたいなことでやって、どういう反応があるのか、効果があるのか、その辺もまた見ていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ申請書を広域でも送付するというところで再度協議を、基山の町で行ったという試行といますか実施も参考にしながら、ぜひ改善をお願いしたいというふうに思います。

それで、基山町ではちゃんと申請書を交付するというところでございました。しかもわかりやすいような案内のやり方をするというのでしたので、もしたくさん申請があったら、本当に対応が大変になってくるかなというふうに思います。きちんと審査をしていただいて、本当に障害者控除が受けられるような、そして、そのようなお年寄りの方がふえていくと、そういう取り組みになるように要望をいたしたいと思います。ぜひよろしくお願いをしたいというふうに思います。

最後に、住宅リフォーム助成の件でございます。

先ほど答弁がございました。基山町の助成件数は356件で、工事費総額が5億4,000万円と、経済波及効果は9億4,000万円ということで、本当に大変な波及効果というふうに思うわけです。町内の業者の方も約8割近い受注件数だったと、281件で工事費総額も4億1,700万円。さっきの県の掛け率1.74でいいますと7億2,500万円というような経済波及効果になっているんじゃないかと。地域経済の活性化という点では、本当に大変な効果だと。これは御存じのとおり、元請の業者だけではなくて、設備や建具などさまざまな工事にも広がっているわけです。さらに、家具や電気製品の購入にもつながっているわけです。そういうことによっ

て町内の消費の増加と、景気対策としてのそういう意味ではやっぱり一定の効果があったと。そうであるならば、私は、町独自としてもこの経済活性化対策として継続すべきだというふうに思うわけです。これは、町内からも出ているわけですね。

1つお伺いしたいのは、「基山町は、いや、もうこれで終わりです」というふうなことを答弁いただきましたけれども、議員の皆さんは御存じですけれども、先月行われました三養基郡内全議員研修会がありました。それで古川知事も御出席いただいたわけですが、ある議員の質問に答えて古川知事は、「絶対に住宅リフォーム助成をやらないのではなく、消費税が5%から8%になる。さらに次の10%になるときに、その景気の状態を見て、また景気対策としてやることもあり得る」というような趣旨のことを述べられました。だから、県としてこれで打ちどめということではないのかなと、やはり景気対策としてこれは非常に大切だというような考え方を持っておると。

そういうことであるならば、当然県がやるなら基山町ももちろん乗りますよということになると思いますけれども、その辺はまだ仮の話ですからね。仮の話には答えられませんというふうになるとは思います。助成をぜひ行っていただきたいと。

それと、やはり県のほうにこの継続の要請、これをぜひともお願いしたいと思いますが、どうですか。担当課にしても町長にしても、御答弁をお願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

そうですね、まず、これはもう今までやってきたのは県の事業、それに町が乗ったというようなことで、相乗的ないい効果があったということ。これはもう先ほど申し上げたとおりでございます。これから先、本当に県がまたということであれば、それにこしたことはございませんけれども、町単でもどうかというような、多分、松石議員はその辺だろうというような気もします。確かに経済産業振興というような面が一つあろうかと思えますし、それから、福祉的な側面もあろうと思えます。それから、もう一つは定住人口といいますか、これによそからお見えになるというのはちょっといかがかなと思うのですけれども、やっぱり今住んでおられる方がもうずっとおるんだというような、そういう意味合いの定住人口対策といいますか、そういうことも私も考えるところではございます。

そういうことで、先ほどは実施は考えておりませんというようなことでお答えいたしましたし

たけれども、実は、私にないしょでかどうか担当課長も、近隣で単独でやってあるところもあるというような話はちらっと私にも言いました。県内ではなかったとは思いますが、ほかのところで単独でもやってあると。だから、その辺のどの程度なさっているのかどうかというようなことまでもこっそり調べておるのかもしれないなど、私はちょっと感じておりますので。ここで、それではすぐやりますとかなんとかという話じゃございませんけれども、やはりその辺のところは考えていきたいというふうには思います。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

ぜひ前向きに考えていただきたいと思います。消費税が上がりますと、景気も後退するんじゃないかという心配もされておるわけでございます。

以上で、時間若干余りましたけれども、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（鳥飼勝美君）

以上で松石信男議員の一般質問を終わります。

ここで午後1時まで休憩いたします。

～午前11時55分 休憩～

～午後1時00分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

ここで資料の訂正の申し出がっております。許可いたしております。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

12月9日付で提出させていただきました追加資料の98ページに誤りがございましたので、訂正をさせていただきたいと思っております。

基山町福祉交流館使用料算定書のうち、1番の物件費、⑥の……。

○議長（鳥飼勝美君）

ちょっと待ってください。

皆さん、厚いほうの後から来た分の一番後ろのページです。最終ページのほうです。どうぞ。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

基山町福祉交流館使用料算定書の1番、物件費、⑥の物件費（全体）④、「イ」とすべきところを「ロ」と記載しておりました。訂正をさせていただき、おわびを申し上げます。どうも申しわけありませんでした。

○議長（鳥飼勝美君）

⑥の「ロ×ハ」を、「イ×ハ」にですね。

## 日程第2 第54号議案

○議長（鳥飼勝美君）

それでは、日程第2．第54号議案 基山町福祉交流館設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。大山議員。

○8番（大山勝代君）

お尋ねします。社協に委託ということですが、社協が土曜、日曜お休みですよ。そのとき、交流館としては月曜日が休館ということになっていると思いますが、そのときに、土日利用するときの管理がどうなっているのか。土日には借用願が出せないのか、お聞きします。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

現在のところ、委託につきましては基山町社会福祉協議会のほうを考えておりましたけれども、あくまでもその基山町社会福祉協議会が開業していることと福祉交流館の管理の部分は別でございますので、あくまでも委託をさせていただくのは2階部分、それから共有部分のところの管理、それから申請の受け付けと鍵の受け渡し等を行うというふうを考えておりますので、土日祝日についても申請のほうは受け付けをさせていただこうというふうを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

そうしたら、役場職員が1人そこに張りつくということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

土日祝日についてもその委託を行って、申請については受け付けを行わせていただきたいというふうに考えております。

それで、基山町の職員のほうは、現在のところそこに張りつく予定はございません。

**○議長（鳥飼勝美君）**

大山議員。

**○8番（大山勝代君）**

ということは、誰が鍵をあけて誰が閉めて、そのときに何か特別なことがあったら誰が対応するのかというのを。

済みません、3回しかできないということで、ほかのことも聞きますが、1階の大会議室ですね。あそこは多分今の社協の感覚でいくなれば、別棟にあって階段を上がって上の会議室がありますが、あそこで今まで使ったような利用の仕方になると思います。だけれども、年間にするとあそこはそう回数的に会議が行われているわけではないので、学習室とか多目的室とかというのはスペースがちょっと狭いので、少し広いスペースでたくさんの人に集まってこういうことをしたいというようなときに、大会議室は借りられないのかというのをお尋ねと。

多目的室は、机、椅子を入れて大体何人ぐらいの会議ができるのかということ。

それと、駐車場は何台確保されているのかをお聞きします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本課長、わかりやすく全体の管理運営の方法を、今の質問に基づいてお願いします。熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

まず、管理委託を行いますのは基山町社会福祉協議会に委託を考えておりますけれども、その1階に貸し付けを予定しております事務所とは別に、申請の受け付け等については2階のほうにカウンター式の事務室を設けますので、そちらのほうで管理をさせていただきたいというふうに考えております。

それで、社協の職員というか、新しく雇い入れをされるかどうかというのは社協のほうで決定されると思いますけれども、委託先のほうでその手当てはしていただけたらと思いますけれども、社協が開業をしていないときについては、そちらの方に鍵のあけ閉めをしていただ

くというふうに考えております。

それと、1階の大会議室でございますけれども、こちらのほうについては、今のところ事務室、それから大会議室、それから相談室、それから倉庫ですね。そういったものについては社会福祉協議会のほうに貸し付けを行おうというふうに考えておりますので、今回の条例の中では、一般にお貸しするという対象にはいたしておりません。

駐車場につきましては、北側のほうに車庫の裏手のほうにございますけれども、そちらのほうに40台程度は駐車できるというふうに考えております。

それから、多目的室につきましては、机、椅子を一応完備しておりますけれども、そちらのほうに置いている分については約40名程度。実際ほかのところから机を持ち込むとすれば50人程度は入れるのではないかとこのように思っております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

ほかにございませんか。河野議員。

**○5番（河野保久君）**

条例の中の第8条の利用できる者というところは、町民全体という感覚、いわゆる基山のまちづくり基本条例でいう町民は全部使えるよということで解釈してよろしいのでしょうか。というのは、町内に在住する者が書いてあって、町内の事業所及びその事業所に勤務する者は書いてあるんですが、その町民ということかというと、町内の学校に在学する個人も町民ということに規定されているので、何でここが外れているのか、ちょっと理由がわからないので、その理由をお伺いしたいと思ひまして質問です。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

確かにまちづくり基本条例でいう町民とは、若干定義が異なっていると思います。まずは、貸し付けを今回行うように予定しております部屋数、それからその広さについて、そう多く部屋数を抱えておるわけではありませぬので、そういったことも含めてある程度限定をさせていただいておるところでございます。

確かに、この中では私立の中学校、高校を対象にしたところの規定を設けておりませぬけれども、そこについては、運用の中でただし書き条項等も使いながら対応してまいりたいと考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

第17条のところの損害賠償のところなんです、「利用者がその責めに帰すべき事由により、及んで原状に復し、その損害を賠償しなければならない」と。それで、公共物ですから、どこまでをというのがちょっと疑問だったのですが、規則のほうを読みますと、様式として届けを出すような形でのものしかないんですよね。第15条のところの「利用者はこれを町長に提出をしなければならない」というこの用紙の添付がありますけれども、ということは、「原状に復し損害を賠償しなければならない」というと、要は、壊したらちゃんもとに戻してくださいねという意味であろうと思ってこの17条を読んだのですが、規則のほうでは、とりあえずこのような書類で、どこどこをどうしましたというものを提出してくださいというだけしかないんですけれども、これというのは、それで済むという段階のものなのか。条例にあるその「責めに帰すべき事由」というのが何かあれば、もとに戻すことは大丈夫ですというようなことを含んでいるというのか。何かうがったようなちょっと読み方をするんですけれども、要は、壊したらもとに戻してくださいということなのか。壁にちょっと傷を入れたとか、ちょっとひびが入ったぐらいだけでも、もとにそれを買って戻さなくていいというようなことも含んでこういうような文言になったのか。その辺がちょっとわからないのですけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

あくまでも条例の17条に基づいて、その本人に責任があれば、その状況に応じて損害について賠償していただくというのを規定させていただいているものでございまして、規則でいう15条の分は、そういった破損などをした場合には、あわせて届け出もさせていただきますということで条項を設けております。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

まず届けるのはわかります。こういうことで使って行ってここをこうしました、そうした



らここが割れましたとかひびが入りましたとかということで届けるのはわかるのですが、もしも、そうしたら、その後どのように対応するのか。それで、これをなぜ聞くかということ、前に神前議員が、中学校のだったと思いますけれども床か何か、フットサルがよく使って壊したから、ちょっともうよろしくないのを使うのをやめてくださいみたいなことがあって、そういうことをちょっと一般質問されていたので、公共の施設ではありますし、がちゃんと壊れたらもとに戻せるけれども、ここに傷が入ったとか、ここをよく見たらこんなので何かひびが入ったとか、もとに戻すほどじゃないというその微妙なところが結構出てくると思うんです、それが故意でなくてもですね。だから、そのときに、この届け出を出して、その後どうするんだと。だけれども、そのときは、もうそれぐらいやったら、壁紙がちょろっと破れたぐらいいならいいだろうぐらいなことになって、でも、結局最終的には公共のものだから、後になって町が補正で修繕費とかなんとかとなっていく可能性もあるかと思うので、その辺をちょっとはっきりとその後どうするんだということをうたわないなら、どうなっているんだということを、もう一回お願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

確かにそういった破損についても大小あると思いますし、故意による場合もあれば、過失による場合もあると思います。その部分については、まずはそういった届け出等を出していただいて、その中で状況を適切に判断させていただいて、その本人が責めに帰すべきことであれば、本人さんにまた原形に復旧していただきますし、管理上そう支障がないような状況であれば、それはそれで対応していくということになると考えております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

牧菌議員。

**○3番（牧菌綾子君）**

3回目ですけれども、それでは、その届け出を出して、これは本人に、では、そのようにもとに戻してくださいと言うべき内容ではないなという判断は、届け出を出されたところが判断をするということですよ。そうなってくると、先ほど言いましたように、新たにまたそこが結局使っていくうちに修繕とかになったときは、それはまた町の要するに税金で修繕していくという。ここでうたっている届け出で、それが原因であると、もとに戻すというふ

うに条例ではうたっているけれども、その辺のさじかげんというのですか、それは、もうそこで届け出を受けたほうが判断をし、だけれども、やっぱりこれは直さなければいけないとなった場合は修繕費として上げますということでもいいでしょうか。

ちょっと3回目だから聞き方があれだけれども。ちょっと御理解いただきたいのですけれども、要は、線引きがちゃんとはっきりしていないと、後で、公共物というのは、もうここは直してもらわないと危ないねということになったら修繕で上がりますけれども、条例で、使った人が要するに壊したらこういうものを届け出て、後は最初の状況に壊れたものは直してくださいということをやっているけれども、要はさじかげんとさっき言いましたけれども、これぐらいならもとの利用者にどうにかしてくれということと言わないというような判断を、もうそこでされてしまうということですからね、その届け出を受けた時点で。だけれども、やっぱりそうしてそういうふうには本人さんたちにはもとに戻してくれということで負担はさせないけれども、破損なりなんなりしたけれども、現実皆さんがずっと使っていたら、やっぱりそこは危ないからどうにかしなければいけないとなったときに修繕費として上がるわけだから、その辺のもう少しちょっと、規則ではただこの提出をしなければならぬというだけでは、その辺がちょっと不安だなと思いますので、その辺をもう一回。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

確かに議員がおっしゃるように、そのときはそう大した傷ではなくても、そこを起因として広がっていく可能性は十分にあると思います。ただ、そこをその時点で本当にその破損した方に責めを負わせるべきなのかというところについては、そのときに応じて適正に判断していかないと、対応していけないのではないかとこのように考えております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

林議員。

**○11番（林 博文君）**

資料の3ページの第11条です。利用の範囲、制限。町民会館が、今本当にいろんなクラブとか子供関係で、練習なんかで相当子供たちが行って使われておるわけですが、今回交流館ということで、内山建設の跡地、要するに1階は社協がほとんど使うと、たまたま今回こども課のほうでCクラスが、1階の一番向こうですか、交流室を夏休み使うということ

で議会に諮られました。これには利用の制限の中に、ここの2階のほうで飲食関係もできるわけですか。例えば同窓会の打ち合わせとか、夜7時までというふうな形でちょっと食べ物、弁当とかそういうのも持ち込んで、今いう2階のところの多目的室ですか、先ほど質問ありました40名近くのこの会場を使ってそういうのもされるものか。また、クラス会ぐらいも、この2階のほうでそういうのも受け付けられるものか、ちょっとその点どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

館内の飲食についてということでございますけれども、そもそも創作活動室につきましては、一応調理も可能なような施設を準備をしていくというふうに考えておりますので、そういったことからすれば、飲食を禁止することにはなっていないというふうに思っております。ただ、その交流広場ですね、こちらのほうが一番出入りが、うちの事業以外では自由に使っていただくフリースペースですので、そういったところも含めて、今のところ飲食については禁止をしていこうというふうには考えておりません。

ただ、その利用の状況によって、余りにもごみが多かったりとかそういったことな状況に陥れば、そういった利用の制限も考えていけないとは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

多目的室については約40名というような形で、隣が創作室ということで、多分、料理教室とかいろんな今育児関係の、庁舎の前、そこの保健センターの下なんかでもされておったようですが、そういうのがここでされるようになれば、そこで料理教室なんか、また日中友好協会関係も昔したことがあります。そういうものをされて飲食関係を多目的室で試食するとか、そういうふうな利用についてはまず問題ないわけですね。もう一回念を押しておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

議員のおっしゃるようになっています。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

所管ですので、ちょっと大まかなところだけ、まずお尋ねいたします。これはちょっと財政課長にお尋ねしたいのですが、基本的にこれは行政財産だと思います。ただ公有財産、公の施設、すごくわかりにくい言葉がありますが、この例えば区分で、ここは公の施設ですという明確に分かれているのかどうか、そのあたりをちょっとまずお尋ねいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

建物全体が行政財産でして、その1階と2階を区分をいたしまして、2階を公共的財産として貸し付けに供しているということが大もとでございます。以上です。（「1階」と呼ぶ者あり）

1階は公用財産という位置づけになろうかと思えます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

1階は公用財産ということになると思います。先ほどから話がありますように、社会福祉協議会に委託をするということになると思うのですが、これは社会福祉協議会は、社会福祉法人ですね。この社会福祉法人が、公有財産に登記ができるのかどうか、ここをちょっと大まかなところを確認しておかないといけないなど、何かずっともやもやしております、例えば、登記官は登記を受け付けると思うのですが、それが行政側から見てどうなのか、自治法的な立場でどうなのかということで、もしわかれば教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もともと社協をあそこに貸すということの出発点は、あそこの別館がありまして、社協の今いるところを人口増対策に使いたいということであそこに移転を今度するわけですが、考え方としては、あそこの社協を2階のほうに移して、あそこで社会福祉の活動をして

もらうというような……（「1階じゃないか」と呼ぶ者あり）1階ですね、形で社協をあそこに入れて管理をしていただくということにしております。（「登記」と呼ぶ者あり）

申しわけないですけれども、登記がどうかというのは今のところお答えができません。

○議長（鳥飼勝美君）

暫時休憩します。

～午後1時25分 休憩～

～午後1時27分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

その件につきましては、町のほうがあくまでも貸し付けをして、その許可を出しているということであれば、法人登記については可能というふうに理解しております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、貸し付けということですよ。貸し付けということになれば、例えば基山町に、私もちょっとまだ調べていないですけれども、財産条例というか公有財産使用許可及び貸付事務取扱要綱、こういったものが存在しての話なのかどうか、ここをちょっと確認させてください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

規則に沿って貸し付けを行っておりますけれども。（「何の規則か」と呼ぶ者あり）

公有財産使用規則でしたか、はい。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

今回の条例のほうの利用できる者として、町内及び町内の事業所、いわゆる町民という位置づけだと思うのですが、これは町外の利用者は全くシャットアウトというか、どうなるん

ですかね。例えば、こちらのボランティア団体の人と鳥栖のボランティア団体が会合すると、町外の人が必ず入ってくるケースがたくさんありますね。それは一切シャットアウトするのか。あるいは、町外単独では受け付ける、受け付けないとか。何かいろいろその辺のことで、どこの福祉施設も町外利用者は例えば割り増しでとかあるじゃないですか、それを全く想定をしていないのかということと。

もう一点は、使用規則のほうの3ページの使用料の減免で、これは前から私は疑問を持っておるのですけれども、いわゆる教育関連者の保育園とか幼稚園、これが町立の場合は全額免除で、私立の関係者は半額負担と、町民会館でもそのような適用をされて、かなり多額の負担になっていますね。いろんなあると思うのですが、いわゆる幼児教育関連施設について、本当にその他のいろんなことと一緒にするべきなのかということについて、一回検討したほうがいいんじゃないかと思うのですが、どうでしょうか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

まず利用できる者についてでございますけれども、原則としては町内の方ということに限らせていただくというふうに考えております。

ただ、先ほど後藤議員の質問にもございましたように、例えば基山のボランティア団体であったり、そういった方が主体となられておって、その意味で交流をされるということであれば、その部分については、確かに町外者の方も入られる場合も想定できますけれども、その部分についてまで利用を制限していこうというふうには考えておりません。

あと、使用料の減免についてでございますけれども、確かに後藤議員言われますように、公立のほうについては全額免除とさせていただいております。今回、条例、規則を策定するに当たって、やはり町内のほかの施設との均衡も図らないといけないということで、今回については同様の半額ということで、50%の減免をさせていただいているところでございます。

そういったところについては、不均衡であるというお話も確かに聞く部分がありますので、そこについては今後検討させていただければというふうに考えます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

後藤議員。

**○7番（後藤信八君）**

保育園さんは、例えば、たんぼぼさんは社会福祉法人ですね、そうしたら1が適用になるんじゃないですか。違うんですか。あるいは見真幼稚園さんは、あれは学校法人か、ちょっと違うな。いや、私が言いたいのは、例えば幼稚園でもほかの地区では公立幼稚園とかもあるわけですね、本当は。基山の場合は、幼稚園の場合は私立に委託しておると、ほとんど全部。保育になって半分の人は私立に通っているわけね、いわゆる私法人のほうに。同じ幼児教育というハンデの中で、こういう施設の利用が大きく差がつくということについて、これはもう町長に念頭に、徴収するのは町長でしょうけん、検討いただきたいなというふうに思います。これは要望として言うときます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

同様のことです。利用の減免ですね、やはり私も同様に思いますので、もう一回。ほかの施設もそうであるならば、全体として、もう少し福祉交流館とか福祉の観点から見ると、そういう配慮は十分に欲しいのかなと思っております。よろしくお願いします。

それから、規則の第11条の利用の制限でありますけれども、11条2項で、利用が営利を目的とするものであると認めるときは利用制限をされますけれども、利用許可申請書には販売物の有無、入場料の有無とかということで、この営利である基準ですね。これはどうやって判断をされるのか、その辺のところと、この利用の許可の申請をして許可しますよという手順ですね。どういうふうな流れでどれぐらいの日にちでかかって終わるのか、その点と。

それから、社協に委託をされる予定でありますけれども、利用料を、お金を、帳票を扱いますよね。それと、立ち入りの権限がありますよね。それから、先ほど牧菌議員が言われた、終わった後に中を見て管理、終わった後状況を見て、破損の状況まで申請のありますよね。そういった権限を委託先に与えられるものなのかどうかですね。指定管理者とかそういった制度も考えられると、今、町民会館とか体育館とか、そういうふうに権限もある程度できるでしょうけれども、委託先にそこまでですね、会議をやっている中に入って立ち入りの検査をすとか、そういう権限も与えるというのがこの条文で決めてありますけれども、その辺のところはどのように考えられているのか、お願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

### ○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、利用料の収受に関しては、委託先に収受をしていただくというふうに思っております。この分については、地方自治法の施行令第158条で、これに該当すると思えますけれども、やはり申請に来られたところで収受をしたほうが、実際、利用者に対しては便宜が図られると思えますので、そのことを決定いたしましたら告示をして、きちっとこの団体が徴収をさせていただきますというような掲示をさせていただいて、利用料の徴収をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、部屋の立ち入りとかそういったところについてということでございますけれども、ここで規定しております立ち入りというのは、ほかの利用者の方から、例えば苦情とかをいただいたときに、ちょっと静かにしていただきたいとか、そういった部分での立ち入りというようなものを想定をさせていただいておりますので、一般的な注意喚起ということになるというふうに思っております。

それから、毀損等については、役場のほうが開庁しておるときであれば、連絡をいただいてすぐにうちのほうから担当職員を参らせて、その中で判断できると思えますけれども、役場が閉まっているときについては、一応そういった届け出を出していただいておりますので、その中で状況を見させていただいて、利用者の方と私どものほうが直接お話をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、営利を目的とした判断基準は、もうその申請の段階でお尋ねをして、なかなかその判断というのはその場でできることではないと思えますけれども、先ほどと同じように、開庁しているときであればすぐに担当者が参って、その場で聞き取りをさせていただいて判断できると思えますけれども、それ以外のときについては、役場の直近のあいたときにすぐにそちらの方とお話をさせていただいて、聞き取りをさせていただいて、その中で判断をさせていただきたいというふうに考えております。

### ○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

### ○10番（品川義則君）

その営利目的の判断基準ですよね。では、この商品は1,000円ですから高い、営利目的はどうか。この書物は1万円だから高いですかどうですかという判断基準は、全くそのときの職員の思いの判断であるわけですか。何をもとに基準的に考えなければいけないと



いうことはないわけですか。

それと、立ち入りですけれども、立ち入りというのは、やっぱり結局相当強い言葉ですよ。規則にとか、利用するときに、やはりそういうふうなことがありますよと口頭で言われる部分があればいいと思うのですけれども、この条文があるから、こういった運用が違う方向に行ってしまうとか。立ち入りという言葉ですね、そこに、立ち入りと内容が物すごくギャップが私はあると思うので、そこで立ち入りと言葉だけが動いてしまうのじゃないかというふうに思ってしまう感じがしたのですけれども。とにかく、その営利目的になる基準ですね。それはどこで明確にあらわれるのか。それとも、その時々判断ですということになるのか、その辺のところはどうなんでしょうか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まずは、その申請をされた方が、その業態をなりわいとしてあるかどうかというのが一番の判断基準でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

使用料なんですけれども、4ページですかね、別表12条関係で、学習室は1時間で120円と、冷房費は100円ですね。創作活動室は160円で、冷房費は200円と、ぽんと上がっていますけれども、これは面積の大きさで違うのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

創作活動室につきましては、エアコンが2台設置されておりまして、1台当たりの単価が100円ございましたので、2台稼働させた場合200円ということで、200円の規定をさせていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

それで、確かに、2区の公民館なんかもクーラーの使用料、なかなか難しい問題で、1時間20分使って1時間だよと、そういう例がございます。だから、提案ですけども、コイントイマー方式ですね。町も、その多目的運動場とか球場とかの照明はみんなコイントイマーですね。これを使えば、使う人も1時間が100円だよと。しているとき、1時間終わって、もう会議も1時間終わったんだよと、そういう制限の役目がございます、省エネ兼早く会議も終わるんだと、そういう方式でコイントイマー方式にかえたらどうですか、提案ですけども。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

現在のところはそういった考え方はございませんでしたけれども、その経費がどれぐらいかかるのかというのも当然検討していかないといけませんので、その辺を含めたところで検討させていただければと考えます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

所管ですので、ちょっと基本的なところだけひとつ伺いいたします。

1つは、施行規則で第3条、交流広場は誰でも使えるというのが前提だからでしょうけれども、午前9時から午後7時まで。そして、学習室、多目的室とか創作活動室等は、場合によっては、これは申請して午後9時までというふうになっていますね。ここをなぜ交流広場は7時までなのかと。場合によっては、ここも9時までにするべきではないのかというのが私の一つの考えですので、これはどのような考えを持ってあってこういうふう決められたのかというのをお願いします。

それから、先ほどから使用料の関係が質問されております。これは、使用料、手数料の見直しの先取りというふうに思うんですね。それで今回算定されたというふうに思います。それで伺いますけれども、追加資料の先ほど訂正ありました98ページ、算定のこれは財政課になると思いますけれども、見方が、物件費、減価償却費、それぞれを算定されて、それに係数を掛けて、あと学習室、多目的室、創作活動室、それぞれの面積に応じて出されているんですね。1つは、物件費の中には、当然でしょうけれども委託管理料719万円、これは社協

さんに委託されたいという話が出ていましたけれども、それも入っています。それと、建物当初の取得費3,892万円、これは旧内山建設の建物を取得、全額が入っているんですね。そういうのをもとにされています。償却期間がまず38年となっています。この38年の根拠は一体何なのかというのが、まず第1点です。

それから、それぞれ物件費なり減価償却費を、これは係数に基づいて計算されていますけれども、本来、ここまで入れるんだったら、社協さんに貸し出す部分の1階については、これは使用料として、社会福祉協議会のほうから賃貸契約をして有料にすべきなのではないのかというのが、2点目です。

それから、今回改めてこうして見直しをして、使用料がそれぞれ学習室1時間当たり120円とかになりました。では、もし見直しをしなかった場合、大体どれぐらいだったのかというのが、今、例えば町民会館の会議室とかいろいろありますね、そこはまだ見直しをしていません。それから比較して、大体どれぐらいの幅で今回この金額が上がっているのかという部分です。最高1.5倍までというふうに見直しに書かれていますね。現行の最高1.5倍まで。2倍とか3倍にはしませんよということからして、どうなのかというふうなところです。

この今言いました4点ぐらい質問をいたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

まず、開館時間についてでございますけれども、今年度の当初ごろについては、午後6時までぐらいを考えておるといことでずっと御説明をしてまいったところであるというふう  
に思っております。ただ、皆さん方の御意見を聞いた中では、午後6時では実際何のためにつくるのかというところもあるし、利用もしづらいというところもございましたので、そう  
いった中で、特にお子様方の利用なども考えれば、少なくとも午後7時までぐらいはあけて  
おかないといけないだろうということで、基本的な全体の時間を午後7時と……。その前に、  
当初は午後9時までを全館開館しようというふうに考えておりましたけれども、子供さん方  
の利用とかを考えれば、全体を9時まであけるといのは、逆な意味で非効率ではないかと  
いうお話もいただいたところでもあります。そういったところを総合的に判断いたしまして、  
交流広場等については午後7時までを開館させていただいて、実際、今は夜の会議等にも使  
っていただきたいということから、その申請が7日前までにあれば、最高午後9時まで利用

可能ですよということで、決定したものでございます。

それから、減価償却の38年につきましては、ここが鉄骨造であります。それで、当初の取得費の3,892万6,000円、それから今回の改修の今、本体工事とエレベーター工事を発注いたしておりますけれども5,124万円ということで、合計の9,000万円ほどになっております。それで、この耐用年数につきましては、当初購入いたした分については当然経年もいたしております、その分について減価償却の期間を変更する必要があるのではというふうに当初考えておりましたけれども、税法上でまいりますと、今回投入いたしました金額が大体再建築同様のあの施設を建てた場合に、今、共済の掛け金で約9,000万円ぐらいの評価で出しております。そういったときに、その再建築価格が9,000万円ぐらいとすれば、今回投入いたしました5,100万円が本体価格の全体の評価額の50%を超えておりますので、簡便法が使えないということになりまして、本来の鉄骨造の38年という償却期間を設定したものでございます。

それから、当初この見直し基準がなかったときに、この貸し出す部屋の1時間当たりの単価をどれぐらい想定していたのかということ、私どもといたしましては、もうこの算定基準に基づいて計算するというふうに考えておりましたので、その想定は行っていなかったところでございますけれども、結果的に、実際の金額を見てもみますと、ほぼ今の町民会館との1時間当たりの単価に限りなく近づいたのではないかとこのように理解しております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

この学習室、多目的室、創作活動室、それぞれ120円、130円、160円、出されていますね。これを逆算していく。例えば年間3,000時間、年間可能時間が3,000時間ですので、年間3,000時間も使うことはないのですけれども、3,000時間丸々使ったとする。そして、言うように償却期間38年、これらをずっと計算してくると、利用割合負担の50%でなりますので、この物件費と減価償却費、合計約1億6,000万円ぐらいですか。そのうちの50%をこれは回収するというふうな見方なんですね。

そうすると、この利用負担の50%というのは、言うように、基山町内の保育施設なり福祉施設そういうところには割合50%は、これを含んで算出するというふうになっているものだから50%ですよ。言いましたように、この約1億6,000万円ぐらいの中には、社会福祉協

議会が使う部分も含まれているんですよね。そうすると、社会福祉協議会なりが使う部分も含まれた中でこの算定をされていると。そして、会館の管理は社協にしますよというふうになっていたら、社会福祉協議会に賃貸料をとるべきじゃないのかと。この算出方法からすると私は思うんですよ。こういうふうな発想は持てませんか、この計算方法からすると。だから、もしするんだったら、建物取得費のうち本当に利用する2階部分、例えば、もう計算はしにくいでしょうけれども、例えば3,800万円とっていたら、そのうちの2階部分ですので半分として1,900万円を算定根拠にするというふうなやり方をすれば、この使用料は下がりますね。大分下がると思うんですよ。この辺は一体どうなっているのかというのが、私の疑問点でもありますし、質問ですけれども。

**○議長（鳥飼勝美君）**

熊本健康福祉課長。

**○健康福祉課長（熊本弘樹君）**

この減価償却費につきましても、一応全体の面積で割っておりますので、例えば2階の部分の工事費、1階の部分の工事費と分けたとしても、結果的に1時間当たりの1平米当たりの単価というのはそう変わってこないし、逆に今議員がおっしゃったような計算式でいくと、今回導入したエレベーターですとか、本体工事の2階部分の改築がかなり大きくされておりますので、そういった部分を考慮すると、これを全体割らなくて2階部分だけで計算すると、逆に使用料は高くなる可能性もあるのではないかと思いますし、そういった観点から、この1平米当たり1時間当たりの単価を全体で求めたということでございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

私の認識がおかしいのですかね。例えば対象面積、これは当然1階貸付部分は抜けてされていますよね。それで私が問題にしているのは、この減価償却費の13番ですね。結局、減価償却対象費9,000万円。この9,000万円は、建物を当初取得した3,800万円ですよね。これが全て入っていますよね、金額はね。これは、今回全部を例えば基山町がこの福祉交流館として使うのだったら、この計算方法で私はいいと思うんですね。しかし、1階部分については社会福祉協議会に貸し出すというふうになっていますから、社会福祉協議会からは結局無料の提供ですよね。済みません、もう一回説明してください。

○議長（鳥飼勝美君）

熊本健康福祉課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

減価償却費につきましては、まず内山建設さんから当初購入をさせていただいた3,892万6,382円、それから、今回改修を予定いたしております本体工事が4,095万円、それからエレベーター設置が1,029万円で、合計で9,016万6,382円が、現在のところ福祉交流館に投入をいたしました減価償却対象の総額でございます。

これを、まず償却期間38年の定額法によります償却率の0.027をかけまして、1年当たりの減価償却費が求められます。それを対象面積である全体の面積929.18平米で割って、年間貸出可能時間の3,000時間で割り返した単価が、この87銭でございますけれども、結局、一番算定する中で広いやり方でやっておりますので、このやり方が一番下がるやり方ではないかなというふうに認識をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今の98ページですけれども、会館管理業務委託料で資料を出していただいていたのですけれども、社協にどういった業務の内容と量、あと権限を委託するのか。それと、この719万8,284円の積算根拠をどういう形だったのか。単純に割ると月60万円で、1日2万円ちょいで委託するのですけれども、どういった業務内容なのかとありますので、その辺の資料の提出をお願いをいたします。積算700万円の、何でこう700万円という金額で。資料で結構です。資料でいただくと、口頭ではなかなか理解し切れませんので、後で結構です。

○議長（鳥飼勝美君）

課長、わかりますか。熊本課長。

○健康福祉課長（熊本弘樹君）

まず、社協に行います委託でございますけれども、本年度の当初につきましては、当初貸し出します部屋の鍵の受け渡しだけというふうにしておりましてけれども、2階部分の特に交流広場につきましては、本町が事業等で使います以外については誰もが使えるフリースペースといたしましたので、そういったところの見守りを含めた管理が必要であるということで、そういった部分を含めたいわゆる一般的な管理の部分と、それから申請の收受ですね、

それから鍵のあけ閉め、それから……（「ですから、そういう委託業務内容の資料を後で出していただけませんかという」と呼ぶ者あり）資料で出させていただきます。

○議長（鳥飼勝美君）

出せるそうです。

ほかはないようです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

第54号議案に対する質疑を終結します。

### 日程第3 第55号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第3. 第55号議案 消費税法等の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。ありませんか。重松議員。

○6番（重松一徳君）

これは所管が総務のほうになりますので質問しますけれども、来年4月から消費税が5%から8%になるということでの条例改正というふうに伺っておりますけれども、1つは、私もよくわからなかった部分ですけれども、し尿処理手数料、これは、基山町のほうには歳入として入ってきていないんじゃないかなと。入ってきているんだったら、私もちょっと調べていたのですけれども、歳入のどこに入ってきているのかというのが1つです。

それから、定額制なり従量制、書いてあります。ほとんどが多分従量制だと思うんですね、一般家庭についても不定期的に収集をします。くみ取り料10リットル当たり123円40銭となっていますね。現在が10リットル当たり120円だと思います。3円40銭上がります。私も計算していて、今現在5%消費税かかっていますね、そして120円と。では、消費税5%を引いたら一体幾らなのかというのが、どうもわからないというのが1つ。

それと、この123円40銭になった場合、この3%で上がったのかなというのがわかりませんので、この123円40銭の根拠をお願いします。

それから、道路の占用とか公園の占用の関係もありますね。下水道関係も上がります。今回の見直しで、この基山町の使用料を含めて幾らの税収になるのかという部分です。現在の今5%でしていますので計算すればわかると思いますけれども、先ほど言いましたように、し尿処理手数料が多分基山町の歳入には入ってきていないんじゃないかなと。これは真っす

ぐ、今、基山公栄社のほうがされていますので、基山公栄社のほうに入っているのかなというのとも思いますけれども、この辺を伺いたします。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

それでは、まず第1点から説明させていただきます。

し尿処理につきましては、今議員質問のとおり公栄社のほうが集金しているところでございます。

それから、123.4円につきましては、以前これも現行では120円となっておりますけれども、これは消費税5%込みの値段でございますので、消費税抜きにした場合は114.3円と、5%で割るということでございます。今回123.4円の内訳で申しますと、し尿くみ取り料が108円でございます。それと、当然処理の三神地区の汚泥再生処理センターのほうに持っていかねばなりませんので、そのお金が実際438円かかっております。これはあくまで今10リットル当たりで申しております。10リットル当たり438円。そのうちに受益者負担率、当然受益者ですね、その方に154円、それと町が284円。もう一回繰り返します。先ほど申しましたように、三神地区の汚泥センターのほうに持っていきますのが、10リットル当たり438円。町の負担が284円、受益者負担分が154円で、先ほど申しますように個人から受益者いただきますのは、くみ取り料金の108円と受益者移送費の15.4円、ちょっと数字が間違っていますね。失礼しました。10リッター当たりですから15.4円。よろしゅうございますか。108円と15.4円で123.4円。それと、向こうに持っていく分につきましては、先ほど154円と申しまして申しわけありません。15.4円と28.4円……（「一桁違うぞ」と呼ぶ者あり）失礼しました。簡単に言うと、トン当たりで言うと移送費が一番わかりやすいのですけれどもね。この108円になりましたのは、前回、平成25年の11月20日に今実際、三神関係で持ってきていらっしゃいます5業者、申し上げますと、三神清掃社、それから環整工業有限会社、第一環境整備事業所、それから蓮池衛研工業、それから基山公栄社、その5社と基山町、本町と神崎市、それから吉野ヶ里町、上峰町、みやき町で各協議をしております。あくまでも金額につきましては、税込みの105円というのを、平成12年4月以降に手数料は10.5円消費税込みとすること、平成11年の11月24日に確認書をしております。そのときが消費税込み10.5円です。通常は10円ですね。だから、先ほど言いますように、今回は10.8円と、それから…



…（「108円じゃない」と呼ぶ者あり）失礼しました。108円と15.4円をしまして123.4円になっております。（「税金はどれぐらい」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

行政財産使用料の税への影響額は1万円弱でございます。

以上です。（「下水道関係」と呼ぶ者あり）

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

まちづくり推進課のほうでは、第3条、第4条、第5条が該当するかと思いますけれども、第3条の道路占用条例の改正につきましては、土地の貸し付けでございますので、消費税法によりまして増額はございません。

それから、都市公園条例の一部改正につきましては、これは消費税が転嫁されますので、24年度の実績が9,020円でございますので、これが8%になった場合は277円ということではわずかな金額でございます。

それから、第5条の下水道条例につきましては、5%が8%になります。それで、今試算をいたしておりますのは、約400万円の収入がふえると思っておりますけれども、支出に関しましても当然消費税がかかりますので、差し引きはゼロと。もしかしたら、歳出のほうが大きいのではなかろうかということ、今のところは試算をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

この消費税の増税、基本的に大変私は不満でもあるわけですがけれども、来年4月が5%から8%、そして再来年、平成27年10月には、これは景気動向も見ながらですがけれども、8%から10%になると。今言われた部分だけしか、この消費税の改定は基山町は影響しないのかと。ほかに影響する部分、いろんな部分はあるかもしれませんが、この条例改正の部分でなければならぬ部分がほかにはないのかなというふうにも、ちょっとわかりませんので質問いたします。

それから、提案理由に、7ページに書いてありますように、社会保障の安定財源の確保というのが、これは消費税、地方消費税、両方ともこれが目的なんですと、そのために消費税を5%から8%にするんですよというのがあります。例えば基山町の場合、地方消費税も基山町は当然とっていますし、中央からもその分還付等があるわけですけれども、こういうふうに5%から8%に消費税を増税した部分で基山町の財源が確保された部分、これは、提案理由に言われておるように、社会保障の安定財源の確保のために使うということで確認させてもらっていいでしょうか。この2点です。

○議長（鳥飼勝美君）

酒井総務課長。

○総務課長（酒井英良君）

消費税の変更に伴います条例の改定については、ここにきょう提案しております5項目によるものが全てでございます。

それから、この提案理由につきましては、社会保障の安定財源のと書いておりますけれども、これがもう法律名になっておりますので、消費税の国の分が前段の法律名で、後段の分が地方税法の一部を改正をする法律となっておりますので、地方消費税の分の改正の法律名になっておりますので、こういう提案理由に正式な法律名を記載しておりますので、このことによる消費税の税率の改正ということで提案理由をここに掲載をいたしております。

この消費税の値上げの分については福祉関係で使うのかということですが、今度の国の消費税の改定につきましては、年金、医療、介護の社会保障給付並びに少子化に対応するための施策に関する経費ということで、この4経費に充てるために改正されているということになっておりますので、この経費に充てられるものというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第55号議案に対する質疑を終結します。

#### 日程第4 第56号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第4. 第56号議案 基山町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とし、本案に

対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第56号議案に対する質疑を終結します。

#### 日程第5 第57号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第5. 第57号議案 基山町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、第57号議案に対する質疑を終結します。

ここで2時20分まで休憩いたします。

～午後2時13分 休憩～

～午後2時20分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開します。

#### 日程第6 第58号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第6. 第58号議案 基山中学校パソコン教室用パソコン等の取得についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。神前議員。

○1番（神前輔行君）

パソコンについてちょっとお尋ねします。今回公募型で入札をされたと思うのですが、前回5社で今回が2社、3社ほど今回の指名競争には減っているのですが、これはこの新しく見直されたシステムでの条件を企業側が見て、参加するのはちょっと厳しいのかなという条件があったのか。それとも、ただ条件面が合わずに今回は2社になったのかというのをちょっとお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

前回の入札も今回の入札も、結果についてはホームページ等で公表をしております。金額がある程度わかっておりますので、どの業者がどのくらいでというのは、業者さんはわかります。仕様のには余り変わりませんので、同等の金額ぐらいになるかと思えますけれども、そのホームページを見られて、自分のところがどのくらいという金額がわかりますでしょうから、その辺を見られて、次回の入札についても公表されますので、企業のイメージとかその辺を総合的に判断されての今回の2社だというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

前回否決されて、今回も1,280万円から1,050万円ということで、レベルを落とすなりしていろいろ努力されたことはよくわかるつもりであります。資料の96ページ、新しくいただいた落札結果の、ここで1点だけ疑問なのが、設備工事費とインストールで228万7,000円という非常に大きな金額がかかるという。一般的に新しくパソコン教室をつかって、いろんなインフラをつかって、LANまで持っていていろいろ新しくセッティングするんだったらこれぐらいかかる、1台6万円近くかかるので。一般的に、個人がパソコンを買う場合に、詳しい業者の人に丸投げしてセッティングからインストールからデータ移管まで、買いかえた場合はそういう作業をしてもらいますけれども、大体それが2万円ぐらいでやってもらえるよね。それからすると、新しく教室をつくるわけではないのに、設備工事費、いわゆるセッティングと色々なもののインストールで220万円、1台当たり6万円近いのか。ここがちょっと異常に高いのではないかな。三、四年前に教師用パソコンを入れたときの設定費用は、設置が台当たり5,000円、インストール費用が台当たり8,000円ということで見ておりますので、その辺のことで説明いただきたいということが1点と。

タブレット型のノートパソコン、要は着脱式のということでしょう、にした理由は、県との調整だといろいろ聞いておりますけれども、一番心配なのは、これが例えば五、六年もつかと。中学生が自分の持ち物ではない教室の商品でね、着脱でもう本当に大事に5年間かわるがわるですけれどもやらないと、恐らく1年か2年で、着脱式というは一番故障の原因になるね。私も電気出身ですから、そういう商品は必ず一番物すごく問題を起こすレベルですけれども、これをあえて着脱式のそのタブレット型をわざわざ持ってこなかった理由は、それは県といろいろありますけれども、そういう怖さというのは何も考えなかったのかね。乱

暴に扱ったら、5年もたないんじゃないかと私は思いますよ、この商品は。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

設置工事の内訳には、私も詳しく精通しているわけではございませんけれども、あそのパソコン教室が、校務用のシステムのサーバーとパソコン教室のイントラのサーバーと設定しておりまして、今回セキュリティーシステムの方式を変えて、レイヤー3を入れて、スイッチングハブによって仕分けをしているというような形でいたしております。この金額の内容が高いのか安いのかということまでちょっと私も承知しておりませんが、これは業者さんがその設置費用ということで算定された額だと思っております。

それから、タブレット型のパソコンが五、六年もつのかというのは、最近発売されたわけですからその実績はわかりませんが、みやき町でも導入されておりますし、また今後高校でも導入されるというふうに聞いております。基山町でもその保管なり扱い方なり、そういう指導はしっかりとやっていきたいと思っておりますので、せめて今のパソコンを7年ぐらい使っていますから、7年ぐらいは使えるようにやっていきたいというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

もう何回も申し上げませんが、契約金額1,050万円で落札したと、実際にこれから議決を得れば工事に入ると、そのときに、やっぱり庁内のパソコンに詳しい人が、もう一遍この設置工事・インストールで本当に二百何十万円もかかるのと、1台6万円近い金がどうやったらかかるのかということについては、実行段階でチェックできるでしょう。契約金額以下にすることは不可能ではないでしょうから、常識的に見たらここは非常に高いなという気がいたしますので、その辺のチェックをよろしくお願いしたいのと。

タブレット型パソコンについては、だから、よほど教室の生徒に自分のものとして大事に扱う心がけを持っていないと、もう必ず1年、2年でふぐあいが起こります、これ。運営をきちっと注意いただくようによろしく願いしておきます。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

**○財政課長（城本好昭君）**

今の設置費の高額な件につきましては、議員おっしゃられた21年の中学校のパソコン端末の入れかえについては、確かに設置費が1台当たり1万円弱でございました。そのときには、ほぼ端末の入れかえだけというふうな内容になっております。

今回につきましては、この仕様を見てみますと、確かに設置費で1台当たり5万とか6万円となっておりますけれども、そのずっと仕様を見てみますと、セキュリティーの内容も変わっておりますし、この資料の2番と3番あたりですね、この辺を見てみますと、ほぼネットワークの組み直しに近いような内容になっていますので、それなりの高額なものになっているものと認識をいたしております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

ほかにございませんか。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

私は、この入札のあり方を中心にちょっと質問をさせていただきます。私の言い方が悪かった面もあるかもしれませんが前もって言いますけれども、私は入札そのものに不正があったとかというふうな言い方は一切していませんし、前回の場合も、今回もそういうことで質問しているわけではありません。ただ、前回は5社が応募されて、そのうち4社が予定価格よりもオーバーした金額を応札していたというところの問題点。というのは、指名競争じゃなくて公募型というところもまず一つは問題にしたわけです。

今回は、同じく公募型で2社が応募されたというふうな中身ですね。そのうち1社、名前を言えば株式会社服巻商事さんは1,461万3,560円で応札されて、予定価格は1,247万2,000円という形ですね。予定価格よりも200万円多い応札価格を書かれているというところで、1つは、前回も言いましたけれども、基山町の予定価格そのものの設定がおかしかったのかという部分がどうなったのかは、やっぱり検証すべきなんだというのが、私は前回も申しましたけれども、今回も思ったりするんですね。

株式会社服巻商事さんは、学校備品、パソコンとかそういうのも納入されている実績のある会社です。そこがこんなに高い、予定価格よりも200万円以上高い第1回目のこの入札をされているというところで、調査をまずされたのかというところが、私は今後の入札制度そのものも見直すためにも、ぜひともここは調査をしていただきたいと前回も申しましたけれ

ども、今回ここについては、どういうことでこの見積入札金額を設定されましたかというふうな調査はされましたか。まずこの点、1点質問します。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

直接その業者に尋ねることはしておりません。ただ、予定価格を設定する場合については、4社から見積もりをとりまして、その平均をとりまして予定価格を設定をいたしております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

重松議員。

○6番（重松一徳君）

例えば最低制限、基山町は入札制度で最低入札率とか最低入札の金額は設定していませんね。しているところで、最低制限よりも低い入札金額を出した業者がいたとしたら、なぜこういうふうになったのかは、やっぱり調査をするんですね、徹底的に。私は、これが指名競争入札だったら、こういうのもあり得るかなというのも実は思ったりするんですけども、逆に公募型、自分はこの仕事をとりたいんだと思って参加する業者が、予定価格よりも200万円もオーバーするというものは、私はちょっと考えられないと思ったりもするんです。この業者さんは、さっき言ったように大変専門的な業者でもありますので、だから、そこもやっぱり調査すべきではないのかなと。2社しか応募がなかったというのは、前回5社が全部今回は公募されていけませんので、必然的になったのかなというふうにも思いますけれども、それはそれとしても、もしそうだったら、やっぱり募集期間をまず延ばすとか、そういうのも本当はすべきだったのかもしれないなと思うんですね。2社で本当にこういう入札が成立するのかという場合もあるんですね。最低入札の場合は、3社とか4社とか金額によっては5社とかというのが、私は一定あると思うんです。そうすると、1,000万円から超えるこの予定価格に対して2社と、そのうち1社が200万円以上予定価格よりもオーバーしているところの問題点は、今のうちから町のほうは真摯にやっぱり検討していかなければならないんじゃないかなというふうに私は思いますけれども、この辺、別に問題。問題がなかったから出されているんでしょうけれども、やっぱり疑問点を感じませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

もしこれが指名競争入札であれば、とてもそういう金額では入れ切れないという場合には、もう辞退の申し出をされるかと思います。

研究はしてみますけれども、個々の業者にその事情を聞くというのは、それぞれの企業に事情がありますので、難しいんじゃないかと思います。ただ、研究は確かに続けていきます。今回影響をしていますのが、さっきもお答えしましたけれども、前回ホームページに掲載して、企業間でどれぐらいの差があるとか、そういったことも若干それぞれの企業さんで影響をしているんじゃないかというふうに考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。木村議員。

○4番（木村照夫君）

大きな問題は、やっぱりタブレットにかえたんだと。このタブレットにかえたのは、今度は来期から、新高校1年生なんかみんな、佐賀県教委が与えるんだと言っていますね。その関連がもしあったら、どういう関連があるのか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在県のほうが導入を目指しております型と同じタイプのパソコンの形でございまして、中学校である程度の研修を積んで、高校ではもうすぐに使えるということにはなろうかと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

内容はスペックを落としたんだと、教師用はi7からi5ですね、生徒用はi5からi3と、一般自分たちが持っているのはCoreのi5ですものね。そこを落として何が変わったのかと、わかったら教えてください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。



○教育学習課長（原 博文君）

データをサーバーのほうでバックアップしますので、データを蓄積しますから、その端末にはデータを残さないということで、i 3に落としても支障がないということを知っておりますので、そのように行いました。特段問題はないと思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

木村議員。

○4番（木村照夫君）

性能アップ、要するにワンスキャン、パソコンに指示を与えて、フルインフラも回ってきてそのまた戻ってくるんですね。いろいろCPUを通してから可変メモリー回路を寄って、その短い時間ほどそのパソコンが優秀なんですね、ワンスキャンといいますけれども。そういう性能が彼らは必要かと思っていたのですけれども、そのワンスキャンタイムを短くすると。でも、メモリーなんかはもう決まっていますからですね。ワンスキャンタイムを1サイクル回ってくる回路が非常に短いんだというのが、Coreの上げる条件なんですね。そういうことで、本当にそれはマッチはしているかなと。今度高校がいずれにしろ使うのはこのスペックと同じスペックなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在県のほうで選定をされておりますけれども、決定したわけではございませんが、これと同じタイプというふうに聞いております。

それから、先ほど言われましたけれども、データをその端末には置きませんので、スピードが落ちるということにはなりません。

以上です。

○4番（木村照夫君）

タブレットをかうでしょう。それでタブレットはその……（「木村議員、4回目」と呼ぶ者あり）済みません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。久保山議員。

○2番（久保山義明君）

非常に大きな問題だと思います。これは議会としても非常に真摯に受けとめてこの審議に臨まなければいけないと思っていますけれども、大きく変わったところは、先ほどから出ていますデスクトップからタブレットA O型に変わったということと、Windows 7からWindows 8に変わった。そして、これもちょっと一番大きい問題だと思うのですが、保守がなくなっているわけですね。このあたりについて、まず説明が欲しいと思うのが1点。

あと、前回の場合に、「この県のICTとは整合性はありませんよ」というふうに答弁をされています。ただ今回の場合は、「いや、県も使うので、こういうふうにタブレット型にしました」と。Windows 7の場合のときにも、私が質問したときに、「いや、対応するソフトがないんです」というふうに答弁されています。この数カ月間で何が変わったのか、そのあたりをちょっとお聞かせください。

**○議長（鳥飼勝美君）**

原教育学習課長。

**○教育学習課長（原 博文君）**

前回の入札は、一応、学校側が当初予算要求のときの昨年11月に作成いたしました仕様書をもとにして行ったものでございます。当時の状況といたしましては、一面見れば、その昨年の11月の状況では、そのときの判断としては適切ではなかっただろうかと思っております。

今回は、臨時議会でも御指摘があったように、そういうICT事業の推進とか、Windows 8のソフトが普及してきたとか、そういった情報教育環境の変化があったものから見直しを行ったと。議論も経て、教育委員会として見直すべきじゃないかというふうに判断したということでございます。

**○議長（鳥飼勝美君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

ただ、確かに仕様書は11月につくられていると思うのですが、臨時議会は7月30日に行われているわけですね。その臨時会のときにでも修正は、そのときに、11月の時点では確かにそれでよかったかもしれないのですが、その契約の問題もあると思うのですが、7月のその時点で本当にこれでいいのかという、もう一度その検証がなぜできなかったのかというところが、私は問題だと思っているんですよ。やはりこれだけ劇的に変わっ

てきたわけですよね、ここの数カ月の中で。それで、いや、もうこれは11月に一応当初予算で通しているんで、これでもういいだろうという非常にやっぱり安易にしか感じなかったわけですね。実際に否決されて出てくる仕様書って、やっぱり劇的に変わってきているわけですね。そういった面では、やはりもう一度、議会に諮るということはもうちょっと真摯に受けとめてほしいなというのが、まず1点。

あと、保守に関してですけれども、保守がなくなったということは当然値段を下げるためだと思うのですけれども、と同時にタブレット型になる。これはタブレット型を例えば落したり故障した場合には、これは買いかえになる可能性が高いと思うのですけれども、そのあたりの対応はどうされる予定ですか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

原教育学習課長。

**○教育学習課長（原 博文君）**

故障した場合、通常の使い方による故障はもうそれはやむを得ないと思っておりますが、本人の責に帰するような、例えば故意であるとかということであれば、やはりこれは公共の税金によってそろえておりますので、普通の窓ガラス等と一緒に、故意にされれば弁償という形になろうかと思っております。（「答弁が抜けとっと、一番大事なやつが」と呼ぶ者あり）

議会に提案する前に十分な精査をしてということでございますけれども、当然そのようにしなければならなかったと思っております。当初予算で審議いただいた内容と、やはり余り違ったらいけないかなという単純な発想でやったものではないかというふうに反省いたしております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

最後にちょっと確認します。もともと臨時会の質疑でもあったと思うのですけれども、これはパソコン室、技術室というのですかね。これから持ち出しての使用というのをどうするのか。それと、タブレットを使うということになると、パソコン室内の無線LANの状況とか、そういったものを強化していくのか。また、それから先のことですね。それに伴って、例えば学校全体のLAN整備というのをこれからどう考えていくのか。このあたりをお聞かせください。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

現在のパソコン教室には有線LANしか入っておりませんので、もしこれを承認していただければ、技術室でも無線LANが使えるように、来年度にでも早々に整備をしていきたいと思っております。

全体の普通教室での無線LANの整備につきましては、現在、学校の老朽化の建物診断をやっておりますので、もしその診断の結果によっては、大規模改修の工事をしないと行けないと思っておりますので、そのときに一緒に、全普通教室、無線LANの環境を整えていけばと考えております。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。（「もう一点」と呼ぶ者あり）原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

持ち出しに関しては、現在、無線LANの環境がありませんので、持ち出しても使えませんので、環境が整うまではパソコン教室での使用になると思います。

○議長（鳥飼勝美君）

牧菌議員。

○3番（牧菌綾子君）

皆さんが大体聞かれたので、1つだけちょっと疑問のところをお尋ねいたします。

前回否決されたのは、中学生でこの技術1週間に1時間という時間の中でできる範囲で、これだけのソフトウェアを入れて、XPがサポートを終了するにしても、これだけのものが要るのかというのが一番の問題だったと思うんです、いろいろ言われたけれども。みんなそれぞれに、それはちょっとこれだけのものは要らないんじゃないかということで、それぞれの議員が否決をして全員否決という結果になったということ踏まえて、今回そのサーバー本体は保存できるものは4週間から2週間になったと。それだけのものは必要ないであろうという、そのときの私たちが考えた意見をもとにそういうふうに対応されたのであろうと聞いていたら、タブレット型にいくときに、では、現場の先生が、そういうことであればここまではこれでいいですよという声を上げて、それからこうでというような流れであれば理解

できるのですけれども、そこらいきなり何か別のものを出さなければいけないからといったところが、先ほどから久保山議員も言われるようにちょっと疑問なんです。確認ですけれども、技術の先生に、「こういうことで、では、これに」といった話し合いですね。X Pの終了によってこのデスクトップを新しい型にかえるという、先生がそういうふうな形で捉えてあったと思うのですけれども、これにかえるということで、事前に、「県と相談したらこうなりますから、こういうものにかえますよ、これでしていただけますか。これで大丈夫ですか」みたいな、この確認みたいなのはされましたか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

先ほども申しましたように、この当初の1回目の計画が昨年11月でございましたので、そこでの話のやりとりの中では、こういったタイプで整備するのがよかろうということにいたしておりました。学校の要望も結構あったものですから、それに対する今回落としているようなソフトも入れておりましたけれども、状況も変わってきましたので優先すべき課題のほうを、また話し合いの上で時間的な経過もあり、情報教育環境が変わってきたというところもお互いに話しながら、学校側も納得しながら今回の仕様書をつくり上げたわけでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかに。大山議員。

○8番（大山勝代君）

低いところでの質問をしますけれども、技術科の授業が、それぞれ1年生、2年生、3年生、週何時間、そして技術科はパソコン教育だけではないと思いますので、パソコンにかかわる週時間、もしくは35週としての時間がわかりますか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

基山中学校のパソコン教室の使用状況でございますけれども、週当たり平均10時間から15時間。それから、パソコン部の活動を入れますと、週当たり平均12時間から17時間というふうに聞いております。

また、各修学旅行とか宿泊訓練とか文化祭発表とかそういう大きな行事のときには、調べ学習とかいろいろな資料づくりとか、そういうものをしているというふうになっております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

週30時間としてですよ、30時間じゃないと思いますが。これは、今言われた10から15というのは、それぞれのクラス、学年、5クラス、6クラス合わせて15から17ぐらい、18クラスあるのかな、今。その割ることになるわけでしょう。そうしたら、10から15というのは、一般的に1時間足らずですよ、週。その確認でいいですか。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

技術において使われているのが2年生では週5時間、3年生では週1時間、総合学習として使われているのが2年生で週1時間、3年生が週1時間というふうにしております。以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

大山議員。

○8番（大山勝代君）

1つつつやりとりしたら、すぐ3問になるのですけれどもね。今5時間と言われたのはおかしいですよ。大体5時間も技術が週にとれるわけないのでですね。そして、いろいろ修学旅行どうのこうのと言われましたけれども、基本的には、授業とした形では、先ほど私も言いましたけれども、多分1時間ですよ。そこが2年生と3年生が何時間か、そのところが変わっているのを私が今認識していませんので、曖昧な言い方しかしませんが、多分1時間、多くて2時間ですよ。それを、これだけの仕様をグレードアップして、これを子供に週1時間しか使用せん。そして、それを高校でも使うから、高校では今回、子供に貸し与えて、5万円ずつ出させてということで、もう自由に使えるようになりますが、実際基山中で使うというのは、子供が金曜日まで学校に行った総時間のうちのたった1時間ですよ。そういうところで、いろんなことかみ合わせたときに高いんじゃないかという、私たちのこ

ちらの前の回の否決の大きな理由だったと思います。

それが、やはりこう大きく変わった。そして、県の情報課からのことで大きく3点、先ほど言われましたけれども変わったということについて、現場の先生がやっぱりそれが必要だとは、それは聞いてないからわかりませんが、町としてそれが絶対必要だということを言われるけれども、私たちはそうでないんじゃないかなという疑問が残るというのをずっと思っていますが、確認です。先ほどの時数はどうですか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

ちょっと考え違いといいますか、ちょっとやりとりにそごがあったと思っております。

おっしゃいますように、教科での技術というのは、技術家庭という1つの枠でなっております、これが週に約1時間でございますね。技術と家庭と2つやっておりますので、毎週1時間なんていうのは、特に情報教育を、コンピューターを使うというのは1時間使うということはありませんので、年間を通していくと、その技術家庭、そのまた情報教育という分野でいくと、またその中で工作をしたりする場面もありますので、情報教育の中ではまた技術の分野でも狭くなってきているので、細かなデータは持っておりませんので、果たして何時間、ちょっと技術で使うかというのをここでお答えできませんけれども。おっしゃいますように、使う場面はそんな長くはないと思いますが、必要か必要でないかということになると、とても必要だと思います。これからの社会を生き抜く子供たちは、こういうスキルが必要なわけですね。こういうスキルを、やはり小さいときからつけていくということが大切だと思います。

タブレットにしても、Windows 8と7になると劇的に変わっております。そのあたりのスキルも、佐賀県の県立高校はそういうものを用いて授業をするということであると、やはり学校のほうでも考えていかなければならないかと。

それから、学校が必要かと言ったかどうかということですが、学校は、非常に今のシステムでは困ると、もう少し改善してほしいという要望は多くありました。今回、特に学校だけの考え方ではなくて、客観的な要求というのを担保しなければならないという考え方もありましたので、県の情報教育課の専門家、非常に精通した専門家にこれを精査してもらって、このくらいであれば大丈夫だということを意見をいただいて組み立てたという経緯もござい

ます。

以上、お答えいたします。

**議長（鳥飼勝美君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

所管でありますので、お尋ねすることは1点であります。

ここには、委員会には出られない町長、教育長がいらっしゃいますので、ぜひお尋ねをしたいのですが、今、教育長がおっしゃいましたように、やはり必要なものなんですね、これからは。高校行ってもやっぱり使うということで、ただ今回、無線LANを校内でタブレットを外して自由に使えるということの環境まではいかないということでもありますし、電子黒板の注文も我々は一般質問の中でいたしました。やはりこれは、そういう生徒に対してこれからは必要不可欠なものであるという観点で教育長が今おっしゃいましたので、ぜひ無線LANの充実、それから電子黒板の充実、やはり他町に負けないような教育学習の環境をつくっていただきますような先が見えるような提案をしていただくと、今回のタブレットを入れたということも、県の情報を得たということも我々は納得できる部分が多々あると思いますので、その辺のそれぞれの意思の確認をどういふふうな思いでいらっしゃるのか。これからの子供たちにどういふ環境を与えていくのかという少し先の話をしていただければと思いますが、いかがでしょうか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

大串教育長。

**○教育長（大串和人君）**

今議員おっしゃった件ですね。ドラスチックに一遍に全てのクラスに電子黒板であるとか、タブレット型とか、校内に無線LANとか、そういうことは一遍にということはできませんが、着実に少しずつ整備して行って、子供たちがそういう機会に恵まれるようにやっていきたいという気持ちは持っております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

小森町長。

**○町長（小森純一君）**

私もIT関係余り、苦手なほうでございますけれども、しかし、世の中はもうすごい勢い



でそちらの方向に行っておるということは私も感じておりますので、やはりそれに対応できるような子供たちの教育ということ、これはやっぱり必要だというふうに思いますので、教育学習課、教育委員会と連携をとりながら、それなりの進め方はやっぱりやっていきたいというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第58号議案に対する質疑を終結します。

#### 日程第7 第59号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第7. 第59号議案 基山町民会館の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

まず、指定管理者の指定について、これも審査会が開かれたと思います。まず審査委員、公表できるのであれば公表願います。また、その審査委員を選ばれた理由もお願いいたします。ちょっとまずここだけお尋ねします。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

指定管理者の選定委員の氏名でございますけれども、基山町の副町長、それから基山町教育委員会の教育長、総務課課長、企画政策課の課長、財政課の課長、教育学習課の課長でございます。

選ばれた理由ですけれども、これは、前は直営で行っていた施設管理の部門の一部委託でございます。そういった観点から、そういう関連する部署の管理職に審査委員になってもらったほうが一番適切だと判断して、こういう選定にいたしております。また、前回の審査会でも同じ役職の委員で選定をいたしております。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

もう残念ながらとしか、正直言いようがありません。これは決算でも恐らくいろんな方が、この審査委員の選定は十分に検討すべきというふうに言われてきたと思っています。例えば、町民会館を利用される方の町民の代表の方を入れるべきではないとか。例えば図書館のときもありましたけれども、女性とか若い人たちのその目線というのが必要なんじゃないとか。これは過去に今まで検討すべき内容として、議会からも出しているわけですよ。にもかかわらず、やはり今までどおり、従来どおり、前回もこうだったからという、これももう本当に残念でならないところです。これは、後ほど答弁をお願いします。

それともう1点、施設管理に関する、これは基準表に基づく審査結果ですね。これは採択された団体が、（4）の施設管理に関するその他の要件で、実はその5社中4位ですよ。これはどういった点がほかの団体と比べて劣っていたのか。これはちょっと5社中3位とか2位とかということであれば非常にわかるのですけれども、5社中4位という非常にちょっと低い点数だったので、非常に気になるところであります。ぜひ答弁をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

質問の趣旨はわかりますか。原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

選考委員をかえたほうが良いという御指摘でございますけれども、先ほど申しましたように、直営で行っていた部門の一部委託というような考えで、今回は行った次第でございます。例として、図書館の部門は一般の方も入れたのですけれども、それは住民の方の選定の目線とか専門家の目線も必要だろうということでそのような判断をしたわけですが、今回は管理部門といいますか、そういう役場の業務の一部の委託部門というような考えで行いましたので、今後は、議員のおっしゃるような視点も必要かと思っておりますので、検討していきたいと考えます。

それから、選定されました団体の（4）の施設管理に関するその他の要件の点数が低かった理由ということですが、これはもう選定委員の集計をそのまま集計して単純に人数で割った平均点でございますので、その理由を一つ一つ聞いてその根拠を検証したわけではございません。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

何か質問の趣旨というか私の思いというのが、やっぱり伝わっていかないなというのが残念でなりません。なぜ指定管理者にするかというそもそもの目的というのが、やはり財政的な面とか管理部門にしか目がいていないんじゃないかなという思いなんです、この審査委員のメンバーを見てしまうと。ではないですよ、指定管理にする意味合いというのは。やっぱり利用者の満足度を上げるというのは、絶対条件なんです。だから、私は利用者代表の町民を入れるべきではないかというふうに言っているのですけれども、今の答弁を聞くと、全くやっぱりそこが通じていないなと感じます。

それと、この点数についても、みんな合計したら、こういう点数になったというふうに言われますけれども、副町長が恐らくこの審査会の統括的な役割を果たされたと思います。これについて、ちょっと副町長にお尋ねいたします。この審査委員の基準はこれでよかったのかという点と。言っていますように、この（４）の施設管理に関するその他の要件で、全体的に集めた点数が低かったこの主な要因というのが、わかる範囲で構いませんので、お答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

田代副町長。

○副町長（田代正好君）

選定委員会の委員の件ですけれども、御指摘のとおりそういう面もあるかとも思いますけれども、やっぱりサービスの面もしっかりと見るべきじゃないかということだと思うのですが、やっぱり直営と委託というそういう面のほうにいったがために、前回と同じような委員会構成になってしまったかというふうに思っております。

それと、点数の件ですけれども、これはそれぞれ委員さん5名おるのですけれども、それぞれ点数を入れて、その個人の点数までは把握しておりませんので、どういう点で誰が低い点を入れたのかというのは、ちょっと把握しておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

うちの所管じゃございませんので、お聞きをいたします。

先ほど久保山議員のほうから、そもそも指定管理制度を導入した目的は何なのかと。ここが一番大事な部分であります。

それで、5年前のあの異常な審議といいますか、反対、賛成6人ありました、議事録を見ていただければ。物すごい激論の中でこれを決めたんですよ。そして、私は反対したのですけれども、賛成の方も、町民に対するサービスが低下するんじゃないかと、そういう不安を述べながらも賛成せざるを得なかったというふうな感触を、当時の私の基山民報を見てもすとそういうふうになんか書いておられますが、そういう経過。

それから、そもそも公の施設が、地方自治法に、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設だというふうになんか書いてあります。その見方が1つ。

それから、この間、5年間というか何年かたって、総務省としてもいろいろ問題が出てきたということで、例えばどういう問題かと。住民サービスの低下と、それから、そこで働く人たちの賃金が異常に低いと、労働条件が悪化しているということなんかを総務省としても危惧して、その当時の総務大臣は片山総務大臣でありましたけれども、「指定管理制度の運用について」という通知を出してあります。平成22年12月28日、今お持ちなのかなと、これによりますと、「そもそも指定管理制度は、行政サービスの質を向上させるための手段ということをやめて自治体の皆さんに認識していただくよう何らかの意思を伝達したい」ということで、この通知を出されています。通知をここに持っていますし、それから、その後、通知を出した後に、片山総務大臣が閣議後、記者会見をやっています。その資料もインターネットで出せば出てきます。それももって、非常に片山総務大臣も心配されていると。端的に言うなら、経費の削減が問題になっていやしないかとか、労働条件が悪くなっていやしないかとか、本来の目的は違うんだということなんかも心配をされて通知を出されているわけですが、そういう観点。そうすると、ざっくり言えば、本当にそういう公の施設は、私たち町民と国民の税金でつくったものですよね。その施設を、端的に言えばただで使って、その運営費も税金の利用で賄われると、ざっくり言えばですね。そこでもうけて、場合によっては株主配当もすると、こういう側面もあるわけですよ。ですから、本当に5年間たって、指定管理からもとの直営に戻す地方自治体も出てきています。だから、本当に私も今回のこれに当たって非常に悩むわけですが、そういう意味で、ちょっと前置きが長くなって申しわけありません。

ちょっと質問させていただきます。まず、創建サービスが行っていました使用料の許可申請受付時間の午後9時までの延長、それから使用許可申請期間、それから鍵等の貸し出しについて、サービスは向上したということで評価をされています。このサービスというのは、新しい管理者に引き継がれるかどうかです。それが第1点。

それから、2つ目に、町民会館の指定管理料、年間3,600万円です。それから体育施設が3,828万円ばかりですが、この根拠ですね、これについてもちょっといろいろ読んでいますが、よくわかりません。

それから、次に、今回の使用料の見直しと指定管理料の設定との関連はどうなのかという点ですね。

それから、これはいわゆる社会教育施設としての町民会館の職員、これは、私は専門性が必要というふうに思っています。ですから、有資格者は配置されているのか。館長を置くとなっています。館長は誰なのか。それから、館長の役割と職務権限、これについても説明ください。

それから、先ほど久保山議員から言われましたので、ちょっとあえて繰り返しません。意見だけにとどめておきます。やはり選定委員会の選定に当たっては、役場職員だけであるべきではないと。これは5年間たちましたのでね。一番最初は確かにそういう部分があったと思う。しかし、今回はやっぱり選定に当たっては、町民代表、利用者、それから専門家、弁護士、それから公認会計士なども入れて、客観的に公平・公正にすることが、私は大事だろうと思います。これは別に答弁は要りません。副町長も答えられましたので。

それから、指定管理者の選定の審査結果で、先ほどちょっと言われましたが、この資料の中に出っていますが、26ページで審査結果表が出ています。その(5)管理に係る経費の縮減、20点満点ですが、これが非常に異常に低い評価が全体的に出されています。例えばほかのところは15点とか17点とか、(1)から(4)あたりはなっていますが、管理に係る経費の縮減では2とか、多くても8ですよ。非常に低い。これは一体なぜなのかですね。

それから応募団体の経歴と、これが選定の審査結果に入っていないんですね。何かこれは、評価項目として(6)で応募団体の経歴等ということも書かれているわけですが、ところが、実際の審査基準表には入っていないということがあります。

それから、先ほど言いましたように、指定管理者が労働法令を遵守するというのは、もう当たり前です。ですから、選定に当たっては、労働法令遵守や雇用・労働条件の確保、これ

は担保されているのか。特に最近問題になっています非正規社員の問題、ブラック企業とかいろいろ言われています。ですから、今度指定管理者になられます各会社の従業員の中で非正規社員、これは一体どのぐらいいらっしゃるのかですね、わかれば報告をしていただきたい。

それから、今度かわるわけですが、創建サービスの社員の方は5年間で一応雇用が切れるという格好になります。これは、継続はどのようになっているのかですね。

それから、今度、町民会館の特に施設運営の利用者・町民の方の声の反映ですが、管理に関する条例17条で、諮問機関として基山町民会館運営審議会を置くことになっています。このことによって創建サービスでは何回開催して、内容的にはどういうものが調査・審議されたのかどうかですね。それらについて答弁をお願いしたい。

**○議長（鳥飼勝美君）**

松石議員、ちょっと難しいと思うのですよね、一方的に述べられましたけれども。課長、その中からだそうですので、原教育学習課長。

**○教育学習課長（原 博文君）**

第1点目の現在創建サービスが行っているサービスを引き継がれるのかということですが、これらのサービスについては、これまでどおり行ってもらう予定でございます。

それから、町民会館指定管理料、年間の3,600万円、それから体育施設の3,800万円の内訳の根拠ですけれども、出されております資料によりますと、人件費が職員7名分で1,000万円弱、それから事務費、光熱水費、修繕費、燃料費等で1,300万円弱、管理費として建物設備・舞台設備清掃管理等で1,400万円、主催事業で76万円、その他の経費等で420万円と。それから、収入といたしまして、利用料金収入が649万円、それから主催事業の収入が支出と同額の76万円、これらを相殺して3,600万円というような町民会館の提案でございます。

体育施設でございますけれども、支出の部で、人件費が職員6名分で1,500万円、事務費として消耗品、光熱水費、修繕費等で1,750万円、管理費が委託料として1,190万円、主催事業として323万円、その他の経費で、通信・運搬費、災害共済費等で298万円。それから、収入の部ですけれども、利用料金収入で885万円、主催事業収入で363万円、これらを相殺して3,828万円というような内訳でございます。

次に、3問目の今回の使用料の見直しと指定管理料の設定との関連はあるかという御質問でございますけれども、今回の使用料の見直しは、期間的に無理でしたので反映はされてお

りません。今後使用料を上げる際には条例改正が必要ですが、そういう改正がなされれば、当然契約の見直しをするというふうなことになるかと思っております。

次の4番目が、社会教育施設の職員の専門性の有資格者についての質問でございますけれども、通常の施設の管理運営のみでございますので、有資格者は配置されておられません。館長は、教育学習課長と現在もなっており、今後もそういうふうな形でございます。施設管理の責任者というふうな立場で私がなっております。それから、指導を行う社会教育指導員は、これまでどおり生涯学習係の中に配置をしていくつもりでございます。

それから、指定管理者の選定の審査結果で、20点満点に対して点数がおかしいのではないかとございまして、これは追加資料の18ページに算定資料をつけていると思いますが、見ていただけますでしょうか。

(5) のところに、管理に係る経費の縮減というところに、「(1 - 提案価格/提示価格) × 100」ということで、自動的に計算をいたしております。20%以上の指定管理料のその上限額に対しまして、提示価格の差額の割合が点数となりますけれども、20%以上の減額は20点満点というような計算方法でございます。

それから、応募団体の経歴等が選定の審査結果に入っていないのはなぜかということでございまして、こういう経歴等は一応1次審査で相当数が大体応募されますので、1次審査で書類審査を一般的には行うわけですが、そういう多数の申請があった場合の選考の対象といたしております。今回は6社と5社ということで、申請があった全ての団体を2次審査に回しヒアリングを行ったわけですが、2次審査においては、一応絞られた団体の中から選考するというようなことで、審査表を提示した分での審査を行っております。

それから、指定管理者が労働法令の遵守ということでございまして、当然労働法令とか、雇用・労働条件の担保はされておるものと考えております。

それから、正規職員、非正規職員の割合でございますけれども、西鉄BM従業員1,373人中、正規職員は404名です。非正規職員は969名です。それから、西日本企画サービス従業員60名中、正規職員は46名です。非正規職員は14名です。それから、セイカスポーツセンター497人中、正規職員は146人、非正規職員は351人です。（「町民会館に関する議事だけでしょう、今の質問は」と呼ぶ者あり）失礼しました。

それから、指定管理者であった創建サービス社員の雇用の継続はどうなるのかということ

でございますけれども、条件面の折り合いとか本人の希望もありますが、できるだけの継続雇用の提案がっております。

それから、最後の町民会館運営審議会の開催は何回かということでございますけれども、年に3回、主催事業等の検討・検証を含んで、事業計画、それから実施報告、それから指定管理者の毎年度ごとの検証というものを行っております。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第59号議案に対する質疑を終結します。

ただいまから暫時休憩いたします。40分まで休憩します。

～午後3時26分 休憩～

～午後3時40分 再開～

○議長（鳥飼勝美君）

休憩中の会議を再開いたします。

#### 日程第8 第60号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第8. 第60号議案 基山町体育施設の指定管理者の指定についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。重松議員。

○6番（重松一徳君）

私は、5年前のこの指定管理者の選定のときの議論を当然知っておりますし、それを受けて今回という部分で、1つは、応募された団体が6社、そして体育施設は5社と多いと、選択の幅も広がって大変よかったなというのも思っていますし、今回指定されております団体が事業体を組まれていると、専門的な分野でお互いが力を発揮できるという意味ではいいのかなというふうに、私は内心想っています。そういう中で1つ確認させてもらいたいのは、資料の87ページから94ページにかけて、町民会館、そして体育施設等に対して、これは提案だろうと思うんですね。それぞれ取得されるところが提案と。体育施設あたりで授乳室の設置なり、熱中症対策なり、大変出されていますね。この辺は、当然説明等も受けてあるだろ



うというふうに思いますけれども、実施できるというふうな見通しで提案されているというふうに当然思いますけれども、この辺どうなのかというのが1点と。

5年間、創建さんが指定管理を受けてこられたわけですが、今回新しくとられる業者が、また変わった発想を持ってある中での今から先の5年間という意味で、教育委員会部署がどのようなところでこの新しい団体に期待をするのかと、この2点について質問いたします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

原教育学習課長。

**○教育学習課長（原 博文君）**

まず1点目の熱中対策の送風機の導入ですが、これはやっぱり施設の改造を伴いますものですから、これは当然協議が必要というようなことで、費用を向こう持ちでされるというようなことであればいいでしょうけれども、またもとに戻せるのか、そういうふうなものいろいろありますので、この辺はちょっと協議が必要かと思っています。

それから、自主事業におきましては、無料の事業につきましては当然これはするというふうな提案をされてあります。有料の体力づくりあたりの提案につきましては、やはり希望者の状況によってその事業が成り立つのかどうかわかりませんので、その辺はやっぱり不確実であるというふうに思っております。

それから、業者がかわることについての感想ですが、一定現在の指定管理者の業者については評価はしておりますけれども、新しい発想といいますか新しい視点での提案もございましたので、その点が審査委員の評価も高かったのではないかとというふうに考えております。

以上です

**○議長（鳥飼勝美君）**

ほかにございませんか。後藤議員。

**○7番（後藤信八君）**

この体育施設のほうはセイカさんが代表団体で、構成員が西鉄ビルと、片一方のほうは西鉄ビルが代表団体で、西日本企画のほうが構成員ということで、今回、共同事業体方式をとっておるのですが、今82ページに、セイカと例えば西鉄ビルの役割分担表を見ていますけれども、実際の運営上に、例えば、特に町民会館の場合はビルのマネジメントだから、

西鉄ビルさんの得意な分野があるんだと思うのだけれども、体育施設のほうにこのセイカさんという実績のある会社があって、西鉄ビルさんがかかわっているというやつのその役割分担と責任とか、実際の運営上のそごというのは、これは起こらないんですかね。大丈夫ですかね。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

そごがあつてはならないというふうに思っています。当然セイカさんは数々の運動場とか体育施設とかを実際実績として持ってありますし、西鉄BMさんは管理部門での実績がありますので、そのいい点を共同事業体として構成されておるものと、お互いの得意分野でもって組まれたというふうに受けとめております。

○議長（鳥飼勝美君）

後藤議員。

○7番（後藤信八君）

ということは、体育施設の場合は、主に運営上のことを例えばセイカさんがやって、これで見ると、清掃とか保守・点検とか設備関連のものを西鉄ビルさんがやると。形上はセイカさんから下請みたいになるのですか。いや、これで実際に事業が前回並みの事業で、ちょっと上がっておるのかな、体育施設の場合は。実際にやることを見たら、非常にサービスレベルも高いレベルのものを提案しておることがあるので、私はもうこのこと自体に何も不満はないのですけれども、その2つの事業体がかかわることについて、事業的なセンスでいうとコストアップされないのかなと、その心配だけなんですよね。それはかかわってきた、もともとの西鉄ビルさんからの紹介で入ってきた企業体なのか。その辺をちょっと確認です。

○議長（鳥飼勝美君）

原教育学習課長。

○教育学習課長（原 博文君）

共同事業体の組み方でございまして、主体が体育施設についてはセイカさんが主体になっているということで、下請というような感じではなくて、共同事業を組むその主体をセイカさんが持たれるというふうに受けとめております。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第60号議案に対する質疑を終結します。

**日程第9 第61号議案**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第9. 第61号議案 鳥栖・三養基地区消防事務組合規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第61号議案に対する質疑を終結します。

**日程第10 第62号議案**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第10. 第62号議案 鳥栖・三養基地区障害程度区分認定審査会共同設置規約の変更に係る協議についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

質疑がないようですので、第62号議案に対する質疑を終結します。

**日程第11 第63号議案**

○議長（鳥飼勝美君）

日程第11. 第63号議案 平成25年度基山町一般会計補正予算（第4号）を議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の18ページをお開きください。

18ページについて質疑を行います。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、19ページ、第1表、歳入歳出補正予算。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、22ページ、第2表、債務負担行為の補正、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、次に、事項別明細書に入ります。（「23ページ」と呼ぶ者あり）

失礼いたしました。第3表、地方債補正について、質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、事項別明細書の3ページをお開きください。

歳入。分担金及び負担金について質疑ございませんか。松石議員。

○12番（松石信男君）

民生費負担金で、保育料現年分ですね。900万円近くなんですが、入所が、児童数がふえたと、それはわかるのですけれども、そのなぜ12月補正なのかという点です。去年は9月補正ですよ。それについて説明をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

去年、9月ということですが、今回ある程度年度末の見込みが出た段階での歳入の現年分の補正を上げさせていただいております。

○議長（鳥飼勝美君）

松石議員。

○12番（松石信男君）

それはそれでわかりはするのですけれどもね。9月補正に從來出しておきながら、今度はちょっと12月補正で出ているもので、何でなのかと。財政課長、その辺の何かあるんですかね、この予算編成上のどうしても必要と。こういうようなやり方をしないとできんということなのか、ちょっとお答えください。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

財源はできるだけ早く把握はしたいのは事実でございますけれども、特に9月でなくてはならないということではございません。確実性が一番大事でございます。

以上です。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。4ページ、使用料、2目、3目です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に行きます。5ページ、国庫支出金の国庫負担金です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。6ページ、国庫補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、民生費県負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。8ページ、県補助金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。9ページ、県支出金、委託金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。10ページ、財産運用収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。11ページ、教育費寄附金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。12ページ、財政調整基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、受託事業収入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。14ページ、雑入。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

15ページ、町債の消防債。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出に行きます。16ページ、議会費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

17ページ、18ページ、総務管理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。19ページ、税務総務費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

20ページ、行きます。選挙費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

21ページ、統計調査費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

22ページ、社会福祉費、1目、2目、4目、ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。23ページ、児童福祉費、1目、2目、3目。品川議員。

○10番（品川義則君）

2項1目20節の扶助費、たんぽぽ保育園運営費で、人数と単価の改定ということですが、これの内容をお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

まず、たんぽぽ保育園の入所人員の変化ですけれども、当初は102名で予算を組んでおりましたが、こちらのほうは年度末の見込みとしまして122名になる予定ということで、変更をさせていただいております。

それから、保育単価がそれぞれ上がっておりますので、その分を読み上げさせていただきます。乳児のほうは16万1,590円から16万1,780円、1・2歳児が9万4,470円から9万4,580円、3歳児が4万4,410円から4万4,460円、4歳児以上が3万7,700円から3万7,740円と、単価が変わっている分での支出の増でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

今のところの上の18節ですね、備品購入費、放課後児童ですけれども、ここは、ひまわりC教室ということですから20名の募集で、ひまわり教室が120名の定員ですよ。去年は137名の夏休みですか、あったそうですけれども、140名を超えた場合の対処はどういうふうにするのか、どうなのでしょう。

○議長（鳥飼勝美君）

内山こども課長。

○こども課長（内山十郎君）

今のところ次年度の申し込みを来年の1月から受け付けるようにしております、その中でどういうふうになるかある程度わかるのかな。1月で大まかに人数がどうなるのかな

ということがわかるかと思いますが、この前説明を申し上げたように、役場別館の奥の会議室のほうを使って当面20名程度の人員は確保できるのかなと思っておりますが、それを上回るような人員の申し込みがあった場合には、あと福祉交流館の中での部屋等を考えるなり、別の方法も考えないといけないと思っておりますが、今回上げさせていただいているような備品等は、ある程度どこでも使えるようなものを購入をしたいということで予算は上げさせていただいております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

品川議員。

**○10番（品川義則君）**

昨年も受け付けあってからすぐオーバーしたということで、待機という形になったと思うのですけれども、福祉交流館ですね、そういった、また別途に使える部屋があるんですか。今何か首をちょっと振られたような感じもしたのですけれども、そうなのか。それが1点と。

前段の待っていただいて、保護者の働き口がなかなか見つからないという一番大事なところのこの設置した要望の一番基本的なものが、やっぱり就労支援ということもありますし、子育て支援もあるでしょうから、そういう所期の目的をぜひ達成できるような枠組みをもう一回考えていただきたいと思うのですけれども、去年のような何名か待っていただくというようなことがないように、ぜひ全期お願いしたいのですけれども、その辺のことはいかがでしょうか。

**○議長（鳥飼勝美君）**

内山こども課長。

**○こども課長（内山十郎君）**

昨年はちょうど夏休みの時期が定員を上回るような申し込みがありましたので、小学校のランチルームをお借りして使用したということもあります。今回も臨時的な措置として福祉交流館のほうの使用を考えておまして、それも学校開業時とやはり夏季休業中、ある程度分けたところでの考え方をもって対応したいというふうに考えております。

議員おっしゃるように待機という形をなるべくとらないような形で、お申し込みが全て受け入れられるような体制づくりを考えていかなければならないというふうには考えております。

福祉交流館の部分では、今は奥の会議室等を考えておりますけれども、場合によっては、



社協さんとの協議にはなるとは思いますが、大会議室等の借用というのも少し考慮しながら、そうなった場合には今後新たな協議になってくるとは思いますけれども、そういう部分も検討しなければならない。それで、皆様のお申し込みの対応にしたいというふうを考えております。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

根本的に見直しを、今のひまわり教室の増築とかですね。そういった物すごく根本的に考えていただかないと、今言われたように、学年の初めと、それから何か夏季は別だという話じゃなくて、保護者にしてみれば1年間なんですよ。1年生から入って6年間の話なんですよ。そういうスパンで生活のことを考えられて就職したとか、いろんなことを考えてこういった申し込みをされると思うんですよ。だから、受け手としてそういうふうに分けるというのじゃなくて、利用者がどういうふうに使われているんだと。だから、3時までしかだめだというですね、預けられないならばそうですけれども、預けた場合は6時、7時までできるということで生活の仕事のパターンが変わってきますと、やっぱり選択肢のほうも広がってきますから、そこも含めて保護者のほうは考えていらっしゃるんで、そういう立場に立って、利用していただくためにはどうしたらいいかということで根本的に考えていただければと思うので、よろしくお願いをいたします。

○議長（鳥飼勝美君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。24ページ、保健衛生費です。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

25ページ、塵芥処理費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

26ページ、上水道費です。大山議員。

○8番（大山勝代君）

ライフラインどうのこの負担金ということで増額になっていますが、多分記憶によると、4年前、東部水道企業団が単価を引き下げて値下げしていただいたという記憶があるんですよ。今、町の人のお話を聞くと、やっぱり負担感が高いですよ。特に下水道と一緒に2カ月という何千円も請求が来ますので、「水道料金引き下がらんとやろうか」という話を聞きます。鳥栖でも、今回選挙の中で、それが私たちの間では話題にしたわけですが、この東部水道企業団、広い地域でのあれですから、収支のどうのこのこのというのでよく私自身はわかりませんが、そういう据え置き、値下げ、値上げみたいな話はありませんか。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

料金に関しましては、佐賀東部水道企業団のほうで確定しておりますので、上がるか下がるかにつきましては、今、当然報告あたりは出てくるかと思えますけれども、今の会議等では、基山町については別段その金額の改定とかはあっておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この総事業費ですよ。総事業費幾らなのか。この年数はどれぐらいなのか。それと、水道代ですけども、うちも出していますよ、議員は。首長も入っていらっしゃるんじゃないですか。基山町は住民がこう感じているんだという声があるならば、一応お伝えしますとか、協議事項に入れてもらいますとか、やはり経費の削減をもっと進めていきますとか、そういう答弁をいただかないと、うちではもう関係ありませんよというのでは、こちらを見ろということなので、町長、何とかその辺はお願いします。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

余りそれにお答えできるような回答じゃないと思いますけれども、水道企業団としては、もう常にやっぱりできるだけ低くというようなそういう努力は確かにやっております。しかし、いろいろと経費もかさむものですから、管の更新とかなんとかもございまして、それか

ら、施設の償却とかというようなその辺がある程度まだ進みますと、また引き下げはできていくと、やっていかなければいかんというふうには思っていますので、私どももできるだけそれは努力する義務があろうかというふうには思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

松雪農林環境課長。

○農林環境課長（松雪靖弘君）

今回の佐賀東部の水道企業団ライフラインの機能の強化の事業負担金でございますけれども、1つ目は、北茂安の浄水場の耐震化事業。これが総事業費7,159万5,000円、それと、基山浄水場導水管の耐震化事業で3,509万9,000円、合計の1億669万4,000円。その3分の1が国庫の補助事業でございます。そうしますと、3分の2につきましては、合計額だけ申しますけれども7,113万円。これに関して構成団体が、佐賀市、神崎市、吉野ヶ里町、基山町、上峰町、みやき町の市町でございます。これを協定水量のほうで案分しております。本町の場合が平成26年度から28年度の協定ですけれども6.69%ということで、合計額の474万4,000円でございます。

しかしながら、これは財政課長のほうが当初説明しましたけれども、この金額に関しましては交付税措置がっております。ということで、本町の交付税率が0.7625で、その合計額につきまして361万7,000円との負担金が出ているところでございます。

以上でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

城本財政課長。

○財政課長（城本好昭君）

今、交付税というふうに説明がありましたけれども、実際には地域の元気臨時交付金でございます。

○議長（鳥飼勝美君）

品川議員。

○10番（品川義則君）

この前の郡内の議員の研修のときに少しお話をほかの町の方としたんですけれども、「上峰町、住民ふえていますね」と言ったら、みやき町は、「うん、そうやん」と言うて、お二方だったんですね。そのみやき町の方が、「何軒も引っ越している」と、聞いたら、「うち、

下水道ないですものね。上峰は整備されていますよね」と。これぐらいで引っ越されるのですよね。水道代が毎月毎月こうしてなら、それらもありますので。ちょっとしたことでやっぱり住民は選択肢の中でぽっと変わりますので、ぜひそういった努力をですね。わかりますけれども、アピールされることも少し重要かと思うので、東部水道企業団の冊子がありますから、その中に少し入れ込んでもらおうとありがたいと思いますし、理解を得ていただくようにPRもお願いしたいと思います。

**○議長（鳥飼勝美君）**

次、行きます。27ページ、農業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（鳥飼勝美君）**

28ページ、商工費。重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

28ページの2目観光費の13節について伺いますけれども、資料等もいただいておりますけれども、着地型旅行商品造成支援事業が断念せざるを得ないという部分で、今回新たな食の観光推進事業の食の観光推進事業制作運営委託料ということで、今年度に76万6,000円、そして債務負担行為で842万7,000円を出されていますね。

私はこれ見て、確かにこの目的が書いてありますように、JRウォーキング等で来られた方が基山町内で食べれる食堂なり飲食店、どこがありますかというふうな質問。または、これを聞かれたのは、トイレはどこにありますかというふうなことも言われていました。こういうふうなパンフレットをつくるということ自体、私は賛成なんです。ところが、ページ数が100ページになるとかですね。こんな厚いパンフレットを持って歩きますか。私も議員の研修で今まで来たところを案外資料を持っているのですけれども、やっぱり持ち運びができるぐらいの大きさなんです。ポケットにちょっと入れて。それぐらいが普通、基本と。

そして、部数を2万部。これは特に観光地の案内じゃなくて飲食店の案内ですので、これだけ飲食店、今競争も厳しくて、基山町あたりもそうですけれども、結構店がかわったりしているんですね、特に飲食店は。それを一遍で2万部も作成して、途中変更したらどうしますか。それに、こういうのをするのに、本当に予定2名を、これは緊急雇用といいまじょうか、それも使いながらでしょうけれども、要りますか。私は、これぐらいのパンフレットは、基山町の観光協会またはそれぞれ商工会、これぐらいでできると。そこに補助するというも

ので、私は十分対応できるのではないかなど。これは県からとかいろんな補助等もあるからということで、何か無理やり入れた事業みたいな気がするんですね。私はこの計画は余りにもちょっと無謀じゃないのかなというふうに思いますけれども、この辺はどのような形でこれを計画をされたのか、もう一度説明をお願いします。

**○議長（鳥飼勝美君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

これにつきましては、雇用基金事業がありますので、せっかくの機会ですので町としても何かできることがないかということで考えたことは事実でありますけれども、そのページ数100ページということを言われますけれども、1店舗2ページ使ったとしても50店舗しか実のところ紹介できないということになります。それから、部数は、確かに出入りはあるでしょうけれども、できるだけ多くの店を紹介して、それを長く使っていきたいという頭もあります。

小郡市とか、このくらいの厚さの料理店の5つ星を紹介する、ミシュランじゃなくてなんとかというのを小郡もつくってあります。そういうような手も一つの基山町のPRにいい案じゃないかということで我々も考えています。

それから、雇用対策数については、やはり写真を撮ったりいろんなことがありますので、それはやはり人間が必要だと思っておりますので、基山町としてもやはり食を紹介できるということは、観光の一翼を担うものと思っておりますので、有効な手段だと捉えております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

重松議員。

**○6番（重松一徳君）**

だから、私はつくること自体を問題にしているわけじゃないんです。

小郡さんが立派なものというふうに言われましたけれども、小郡さんの規模と基山町の規模、違う面もあると思いますけれども、特に大興善寺から来られているお客さんとかがこう書いてあるように、何か食べ物、基山町、飲食店、食べる場所がありますかというので、例えばこれなんか約100ページぐらい、こんな厚い本を下さいというふうな発想じゃないと思いますよ、本当にこのあれだったら。これぐらいの大きさ。場合によっては4つ折りぐらいで開いてA3かB4ぐらいになる分で、「ああ、ここに店があるね」「ここにトイレが

あるね」と、「こういうコースにこういう店があるんですね」とわかるぐらいの私は発想だと思いますよ。

確かに先ほどこの店は明細が何でとか、ずっと書いてある食品の店の本当のパンフレット、それを求めてあるというふうには、私はちょっと捉えていないんです。だから、理由が、確かにそういう交付金があるから交付金をうまく使いたいというふうに言われましたけれども、この交付金は交付金として、まだほかに何か使い道があるのではないかなという気もしないでもないのですけれどもね。この辺、少し査定をしたほうがいいのかかと、ただ単に上からあるからと。

そして、本当にこれは2万部も一遍につくってですよ、店が例えばかわったら、何かシールかなんか張りますか。私は大変な作業量というふうに思いますよ。それよりも、本当にこれをつくりたいならば、例えば商工会に委託するとか観光協会に委託するとかしてつくったほうがいいのかと思うのですけれども、あくまでもこれは、この2名の方に委託する形になるんですか。委託して、観光協会とか商工会がこれ、2名採用して作成するとか、ちょっとこの辺の流れももう少し説明してください。

**○議長（鳥飼勝美君）**

木村企画政策課長。

**○企画政策課長（木村 司君）**

まず、その数とか厚さの問題を言われましたけれども、基山町の私たちがよく小郡市を見ているのですけれども、小郡市を見て、結局それを持って小郡市に行くわけじゃないわけですよ。どこかでこれを見て、小郡は食べる場所があるねということで、では、そこへ行こうかという話をするわけですから、割と厚いものを刷っておいて、これを広く配布して、基山町にもこういうところがあるんだということを認識していただければと思っておりますし、それで基山町に来る機会を持っていただければというふうに思います。

それから、事業については委託に出します。これにつきましては、プロポーザルを行いまして業者選定を行いまして、そのいわゆる民間の専門の業者に行っていただきたいというふうに考えております。

**○議長（鳥飼勝美君）**

久保山議員。

**○2番（久保山義明君）**

どこか民間の業者に委託をされるという御答弁だったのですけれども、ということは、今回のこの事業に関しては、観光協会は全く関与しないということによろしいのですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

その事業主体としてというのですかね。観光協会にいろいろお尋ねするとか、こういう案で協力をお願いしますということはあるかと思えますけれども、今回の事業に関しては、町のほうから民間事業者に委託するものでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

久保山議員。

○2番（久保山義明君）

ということは、発行主体は基山町、そこに観光協会が共同で載るということはないということですか。

○議長（鳥飼勝美君）

木村企画政策課長。

○企画政策課長（木村 司君）

今回の事業につきましては町が主体ですので、基山町ということで発行したいと思っておりますけれども、観光協会の紹介なりはできるかと思っておりますけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。29ページ、道路橋梁費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

30ページ、公園費。河野議員。

○5番（河野保久君）

3項3目の11節の需用費の修繕費のところ、資料によると、北部公園の照明回路修繕ということで上がっていますけれども、この事業の詳細をちょっと教えていただけますか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、北部公園の照明灯が回線のショートによりましてつかなくなったということで調査をいたしました。そうしましたらば、電気の回線ですね、それがもう老朽化をいたしまして、それが原因でございましたので、その配線をやり直すということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

河野議員。

○5番（河野保久君）

何か所とか、そういうあれはあるんですか。何メーターとか。ちょっとどういう単位なのかわからないけれども。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これにつきましては、前年も一部やり直しましたけれども、最終的にはもう全線の改修が必要だということですので、それを前回やりました以外のところは全てやると。ちょっと延長までは把握いたしておりません。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。31ページ、下水道費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

32ページ、住宅費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

33ページ、消防費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

34ページ、教育総務費。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。35ページ、小学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

36ページ、中学校費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

37ページ、社会教育費。

○議長（鳥飼勝美君）

38ページ、保健体育費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

39ページ、教育振興費、幼稚園費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

40ページ、諸費、国県支出金返納金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

41ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第63号議案に対する質疑を終結します。

#### 日程第12 第64号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第12. 第64号議案 平成25年度基山町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、本件に対する質疑を行います。

議案書の24ページをお開きください。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ありませんですね。次、行きます。25ページ、26ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次に、事項別明細書に移ります。3ページをお開きください。

国庫負担金、1目、3目。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5ページ、特定健康診査等負担金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6ページ、財政調整交付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7ページ、利子、財産運用収入利子及び配当金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

8ページ、他会計繰入金、一般会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

歳出、行きます。療養諸費、一般被保険者給付費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

10ページ、高額療養費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

11ページ、後期高齢者支援金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

12ページ、介護納付金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

13ページ、基金積立金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

14ページ、予備費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で第64号議案に対する質疑を終結いたします。

#### 日程第13 第65号議案

○議長（鳥飼勝美君）

日程第13. 第65号議案 平成25年度基山町下水道特別会計補正予算（第4号）についてを議題とし、本案に対する質疑を行います。

議案書の27ページをお開きください。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。第1表. 歳入歳出補正予算。28ページ、29ページ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

ないようですので、事項別明細書に入ります。

3ページをお開きください。使用料、公共下水道使用料。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

4ページ、財産運用収入、汚水処理施設、利子及び配当金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

5 ページ、公共基金繰入金、公共下水道基金繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

6 ページ、他会計繰入金。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

7 ページ、歳出に移ります。公共下水道事業費。ありませんか。林議員。

○11番（林 博文君）

受益者負担の一括のこれは報奨金ですが、これは今、基山町でも何区画か、5区画とかいろいろな関屋とかですね、あるいは秋光川の横とかずっと建設業者が宅地造成をしてあるわけですが、これは宅地業者が普通は、この受益者負担は全区画一括してするものですか。それと、ここはどこの開発業者側に報奨金を払われたのか。普通は、1戸1戸土地を分譲された個人が住宅用地を買われて建てた後に工事をされるときに払われるのが趣旨じゃないかなと私は思いますが、その点どうなんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

これは、小規模開発は、基山町も大分、近年開発されておりますけれども、それによりまして平米450円ですね。それを開発業者のほうに賦課はいたしますけれども、その場合に一括して納入した場合に報奨金、10%とかいろいろその分の年数によって違いますけれども、それを開発が多く行われておるためにこれが生じたということでございます。

これにつきましては、団地ということは、いろいろ中学校の前とかありますのでその詳細についてはありませんけれども、トータルをいたしまして13万円の増収が見込まれるということでございます。

○議長（鳥飼勝美君）

林議員。

○11番（林 博文君）

確かに前もってこういうふうな一括して宅地の面積当たり450円をもらえば、町としてはいいわけですが、私はいつも、前にも1回言ったように、もうこの報奨金はなくしてもいいんじゃないかと。それは、もう今まで税金の報奨金は四、五年前ですか、全部、町民税にしる固定資産税にしるなくして、報奨金は今この分だけと思いますが、やはり町長、まだこの報奨金はやっぱり不公平ではないかというふうに思いますが、どうなんですか。やっぱり払わないかんですか。

○議長（鳥飼勝美君）

小森町長。

○町長（小森純一君）

不公平というのが、ちょっと私もあれっと思ったのですけれども、やっぱりなかなかお支払いいただけなかったりというようなケースもあろうかと思えます、個人個人になりますと。だから、それはやっぱりもう一括して納めていただければ、それに対するというような考え方はいけないかなというふうに思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

天本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（天本正弘君）

今、事業認可区域は255.8ヘクタールあるわけでございます。その中には、この報奨金、区域で先に納めた方もいらっしゃるわけでありますので、それは賦課保留といいまして、納めていない方がこれを納めていることとございますので、255.8ヘクタールの中に今度は下水道を引く、そのときにはそれを納めてもらいませんと、それは不公平になるということとございます。

ですので、議員がおっしゃっていますように、例えばその全部255.8ヘクタールが、その分のやつが終わりまして次に行ったときに、それをどうするかというのは今後の課題であろうというのは思っております。

○議長（鳥飼勝美君）

次、行きます。8ページ、汚水処理施設事業費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

9ページ、公共下水道公債費。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

以上で質疑の全てを終結します。

#### 日程第14 委員会付託

○議長（鳥飼勝美君）

日程第14. 委員会付託を議題とします。

ただいまから議案付託表を配付しますので、しばらくお待ちください。

〔資料配付〕

○議長（鳥飼勝美君）

ただいま議案付託表を配付しましたが、配付漏れはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

お諮りします。会議規則第38条の規定により、今期定例会休会中の審査に付するため、議案付託表記載のとおり、これを総務文教常任委員会、厚生産業常任委員会に付託することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鳥飼勝美君）

異議なしと認めます。よって、以上のとおり決定いたしました。

本日の会議は以上をもって散会といたします。

～午後4時25分 散会～